

South China - Asia Business Report

Vol. 38
December
2014

華南・アジア

ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

「滙港通」いよいよスタート 3
～問われるオフショア人民元センター・香港の役割～

中国子会社からの海外送金
および関連問題にかかる留意点 7

Regional Business

Indonesia

インドネシア新健康保険制度の解説 11

Cambodia

カンボジア進出の際の
税務上の留意点および税務調査対策 15

Malaysia

マレーシア 2015 年度予算案 20

India インドの税制 [51]

日本人駐在員を派遣する際に考慮すべき税務リスク 24
～PE リスクを中心に～

China 解説・中国ビジネス法務 [16]

中国独占禁止法執行の最新動向(1) 30

China

新「馳名商標の認定および保護規定」の解説 35

China

最近の中国トラブル事例集～会計税務、登記関連～ 38

Macro Economy

ベトナム 41

Briefs

Topics **「滬港通」いよいよスタート～問われるオフショア人民元センター・香港の役割～**

香港、上海両市場の相互株取引「滬港通」(Shanghai - Hong Kong Stock Connect)が11月17日にスタートした。香港では「滬港通」開始に合わせ、1日当たり2万元に制限していた居住者の人民元交換限度額を撤廃。双方向での新たな人民元資本運用ツールの登場に期待が高まっていたものの、予想を大きく下回る取引にとどまるなど、市場の反応はいまひとつの状態が続いている。

中国の資本市場開放進展に向けた動きに、オフショア人民元センターを標榜する香港の役割とは何か。「滬港通」の足元の状況と見通しを交えつつ、その課題を探った。

中国子会社からの海外送金および関連問題にかかる留意点

中国現地法人の事業が軌道に乗るとともに、現法であがった収益を如何に海外に吸い上げるかが課題となってくる。中国からのクロスボーダー送金にかかる規制のみならず、税務上の問題も検討する必要があるからだ。ここでは、中国からの利益送金にかかる3つの手段——配当金、ロイヤルティー、コンサルティング料——を中心に、それぞれの税務メリットや留意点について解説する。

Regional Business

**インドネシア新健康保険制度の解説**

国民皆保険制度への移行が進むインドネシアでは、外資企業を含む大企業などで、2015年1月1日までに従業員の保険加入手続きを完了し、保険料の支払いを始めなければならないこととなっている。国内で6か月以上勤務する外国人にも加入が義務付けられている半面、外国人には利用しにくい制度設計となっているなど、さまざまな課題が指摘されるが、制度への理解と保険料支払い義務の順守が求められる。ここでは、制度の概要と主な問題点を説明する。

**カンボジア進出の際の税務上の留意点および税務調査対策**

外資企業にとって制度面における進出のハードルが低いカンボジアだが、税務調査の厳格化など税制面についてはいくつかの留意点がある。カンボジアにおける主な税金と申告時の注意点、税務調査の概要

と足元の動向について紹介する。

**マレーシア 2015 年度予算案**

ナジブ首相が先ごろ発表した15年度予算案は、第10次マレーシア計画(2011～15年)を締めくくる最終年に当たり、個人・法人所得税率の引き下げを含む幅広い内容となっている。減価償却費にかかる優遇措置や、4月に導入を控えるGSTなども含め、予算案で示された主な税務上の施策を紹介する。

**インドの税制 [51] 日本人駐在員を派遣する際に考慮すべき税務リスク～PEリスクを中心に～**

インドで昨今、物議を醸している駐在員の派遣にかかるPEリスクについて解説する。14年4月のデリー高裁判決、および10月の最高裁での上告棄却により、駐在員派遣がPEを構成するかどうかの判断にあたって、駐在員の真の雇用者にスポットが当てらることとなった。駐在員を派遣する外国企業が法的に雇用者とみなされるかどうかPE認定のポイントとなったこ

とで、外国企業はインドの税制・法規を鑑みつつ、出向スキームや出向契約書の見直しが急がれていると考えられよう。

解説・中国ビジネス法務 [16] 中国独占禁止法執行の最新動向(1)

今年8月に国家発展改革委員会から発表された、日系自動車部品関連企業の独禁法違反に対する罰金は、自動車業界のみならず、中国でビジネスを行う日系企業に大きな衝撃をもたらした。中国は独禁法の制定こそ遅れたものの、関連法の整備を急ぐとともに、厳格な姿勢でその執行に臨んでいる。2013年、そして14年の事例を2回に分けて紹介するとともに、足元の動向についてお伝えする。

新「馳名商標の認定および保護規定」の解説

今年5月の新・商標法施行により、馳名商標の概念や認定原則を含む保護制度が確立された。8月には「馳名商標の認定および保護規定」も施行されるなど、馳名商標にかかる法的環境は概ね整ったといえる。

中国商標局に登録されていないものの、既に知名度が高い商標は、当該商標保有者の申請と個別認定により、馳名商標として保護を受けることができるが、認定には、中国国内で公によく知られた状態であることを証明しなければならない。当局は馳名商標の認定や立件・摘発に慎重な姿勢であるものの、関連法規

が整備されたことは一定の進歩と言えよう。

最近の中国トラブル事例集～会計税務、登記関連～

中国ビジネスにおいて照会の多い、会計税務および登記に関する相談について、実際の事例を参考に解説する。いずれの事案も、所定の手続きを怠ったり、証憑を紛失した、あるいは事前の準備が不足していたことで、運営上のトラブルに陥ったり、罰金を課されている。事前に対応できることは速やかに対応し、将来のリスク低減を図ることが肝要であろう。

Macro Economy

ベトナム～景気は緩やかな拡大傾向で推移～

2014年2Qの実質GDP成長率は、前年比+5.3%と前期(+5.1%)から加速した。反中デモを受け停滞ムードが漂っていた対内直接投資も、回復の兆しが見えている。今後、再び対中関係が悪化するリスクは続いているものの、14年後半の景気は、拡大傾向で推移するだろう。

15年は訪越旅行者数の持ち直しやドン下落圧力の緩和で、政府の景気刺激策の自由度も高まると予想され、景気は14年からやや加速するとみられる。14年の実質GDP成長率は前年比+5.6%、15年は同+5.7%と予測する。

Editorial

2014年もあと1カ月を残すところとなりました。ざっと1年を振り返ってみると、中国関連では、ベトナムやフィリピンとの領海問題と反中デモの発生、日本の自動車関連メーカーの独禁法違反に対する巨額の罰金、香港では行政長官選挙の民主化を求めるデモなど、政治・経済両面で日系企業に影響を及ぼす問題が相次ぎました。アジアではインドとインドネシアで政権交代、タイではクーデターによる軍事政権の誕生など、政治面で大きな変化が見られる中、日系企業のアジア志向はますます本格化。新興各国の成長と相まって、めまぐるしく変わる潮流の中で5年、10年先を読むことの難しさを痛感した1年となりましたが、来年はアセアン経済共同体(AEC)の発足やミャンマーの総選挙を踏まえ、さらにアジアへの関心が高まる気配です。

本年に続き、2015年の皆様のビジネスがさらに実り多きものとなるよう、みずほも全力でサポートさせていただきます。来年もどうぞよろしく願いいたします。



「滬港通」いよいよスタート

～問われるオフショア人民元センター・香港の役割～

瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

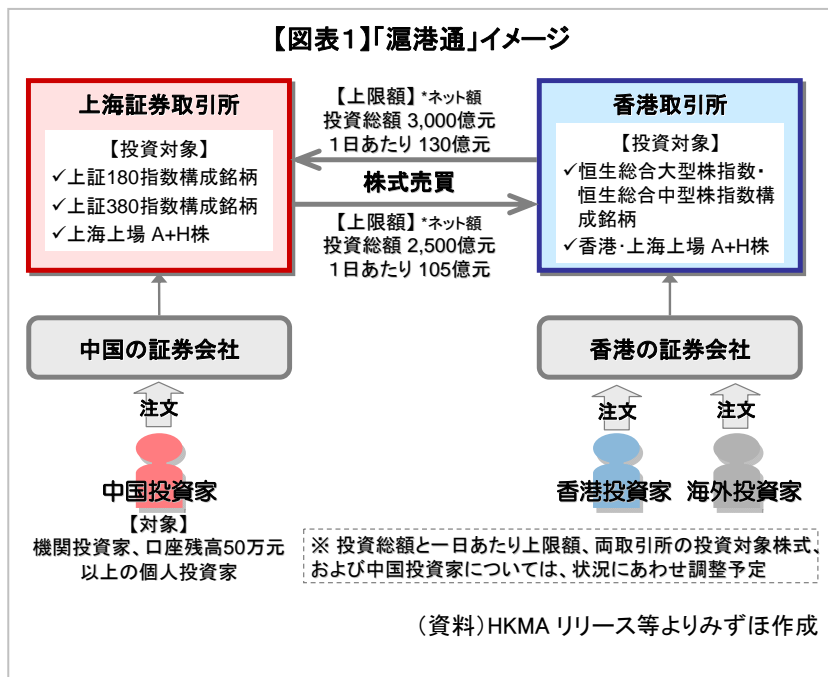
中国における資本市場開放と、人民元国際化に向けた試金石として注目を集める香港、上海両取引所の株式相互売買、「滬港通」(Shanghai - Hong Kong Stock Connect)が11月17日、いよいよスタートした。人民元建て取引の活発化によるオフショア人民元センターとしての地位向上を狙う香港では滬港通の開始にあわせ、1日当たり2万円に制限していた居住者の人民元交換限度額を撤廃するなど、鳴り物入りのスタートとなったものの、取引開始から1週間の利用率は低調にとどまるなど、市場の活発化には今しばらく時間がかかりそうだ。

海外投資家の中国本土市場投資に道

滬港通は、双方の取引所が相手方の売買注文を取り次ぐことで、両地の投資家が相手方市場に上場する株式の売買を可能にするもの。今年4月の発表から、6カ月余りの準備期間を経て開始された。

滬港通において売買可能な株式は双方とも、指数構成銘柄などに制限されているほか、香港から上海へ、また上海から香港への投資額についてもネット総額、日次で上限が設けられている。とはいえ、従前は不可能であった個人投資家による相手方市場の個別銘柄への投資が可能になること、また

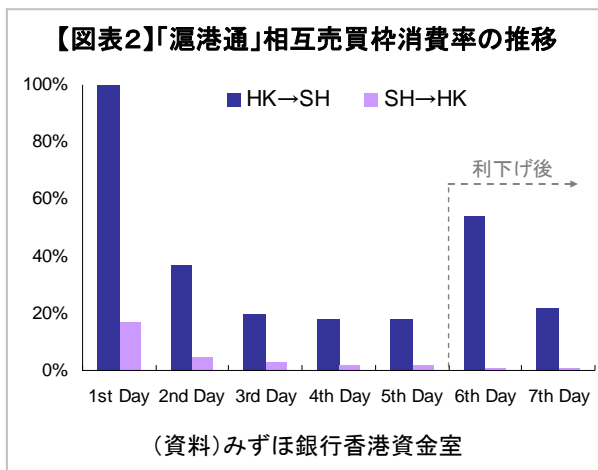
香港の証券会社等に取引口座を持っていれば、日本や欧米などの海外投資家でも投資が可能となる(図表1)ことから、各方面が注目。取引開始を前に、両取引所に参加する証券会社の8～9割が参加申請し、香港市場には海外投資家からの大規模な資金流入が発生していた。



開始1週間の利用率は低迷

ところが、取引初日となった11月17日こそ海外ファンドを中心に

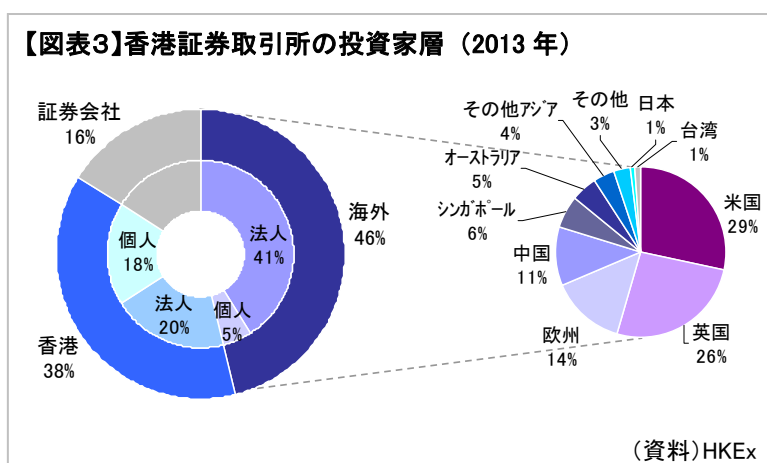
活発な取引が行われ、香港→上海の日次限度額 130 億元がいっぱいになるなど期待が高まったものの、2日目以降は徐々に減少。6日目は中国で2年4カ月ぶりとなった利下げ発表が好材料となり 50%を超えたものの、売買高は低調なままの状態が続いている。中国本土投資家による上海→香港への取引については初日から日次限度額 105 億元の 17%と低迷し、3日以降は数%に落ち込んでいる(図表2)。



盛り上がりには欠ける滬港通ではあるが、実は開始前から、業界では慎重な見方を示す声も聞かれていたという。

原因の一つは、既存の投資ツールの存在である。海外の投資家が中国A株に投資する方法としては、外貨建てであればQFII¹、人民元建てであればRQFII²がある。中国の投資家が海外株式に投資する場合もQDII³を経由すれば可能で、「海外投資を指向する本土投資家や、中国本土市場に関心を持つ海外投資家は既に、QDII、QFII、あ

【図表3】香港証券取引所の投資家層 (2013年)



るいはRQFIIを通じて投資を行っている」(在香港の証券会社)というわけだ。

投資家の情報不足を指摘する声もある。中国本土の株式は当然ながら、上場に当たっての目論見書から決算書まですべて中国語で、欧米の投資家にはハードルが高い。一方、香港上場株式は英語、中国語での資料があるものの、海外投資家の7割を欧米が占めることもあって(図表3)英語が主流で、中国投資家をターゲットとした情報提供はこれからだ。また、機関投資家主体の香港に比べ、上海市場は個人投資家が売買代金比率の8割を占めるとされ、香港への投資を促すには上場銘柄を如何にアピールしていくかが問われることになる。

もちろん、中国本土系の証券会社を中心に滬港通を契機とした個人投資家向けの投資情報の充実

¹ Qualified Foreign Institutional Investors (適格外国機関投資家)。一定の条件を満たす海外金融機関に認可制で中国A株市場への投資を認めるもので、2002年12月より試験的に導入。2014年11月末時点で260社、計657.48億ドルの運用枠が認められている。各社の投資額には上限が設けられているものの、海外の投資家がQFII認定企業のファンドなどを通じ、間接的に中国国内市場へ投資することを可能としている。

² Renminbi Qualified Institutional Investor (人民元適格外国機関投資家)。QFIIの人民元版で、2014年11月末時点で93社、計2,984億元の運用枠が認められている。当初は中国本土の証券会社の香港支店・子会社に限定されていたが、13年3月に香港の海外金融機関に資格制限が緩和され、投資対象の制限も撤廃されたほか、これまでにロンドンやシンガポールなどにも運用枠が割り当てられている。

³ Qualified Domestic Institutional Investors (適格国内機関投資家)。一定の条件を満たす中国国内の金融機関に認可制で海外市場への投資を認めるもの。2014年11月末時点で127社、計886.73億ドルの運用枠が認められている。

を図る動きはみられる。一方で、「そもそも 2014 年上半期の売買回転率は、香港で 0.5 倍、上海でも 1.25 倍。これに基づけば、限度枠いっぱいの取引があったとしても滬港通の占める割合は年間売買代金の数%に過ぎず、証券会社の収益には貢献しにくい」(同上)との見方もあり、今後も滬港通の売買低調が続けば取引開始に当たってのシステム設備などにかかる先行投資コストを回収できない証券会社が出てくる可能性も懸念されている。それを見越して、資格申請はしても、運用が始まったばかりの滬港通については、しばらく様子見の証券会社も少なくないようだ。

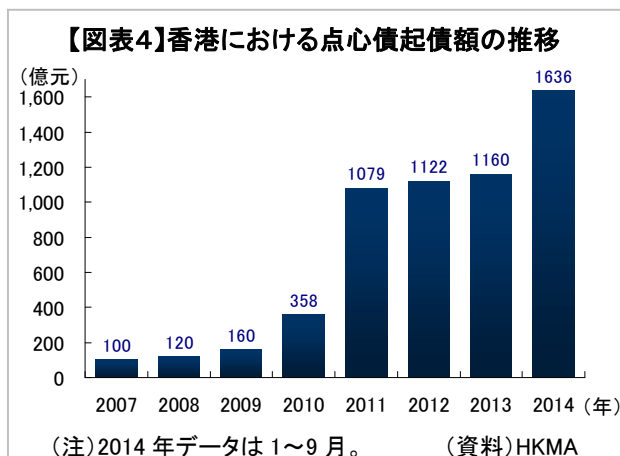
取引活発化には時間が必要

香港取引所の李小加・総裁は、システム面での安定など全体的な運営は成功していると評価する一方、上海→香港で予想より取引が低調にとどまっていることについては、①本土投資家による香港株の直接売買構想が打ち出された 07 年当時に比べ、両市場に上場する銘柄の価格差が縮小しており、投資家にとって短期的な利益が見込みにくいこと、②保険、ファンド会社など機関投資家向けのガイドラインが未発表であること、③本土個人投資家の取引参加要件が口座残高 50 万元以上(日本円で約 1,000 万円)とハードルが高いこと、④本土個

人投資家の関心が高い小型株に投資できないこと、⑤香港市場に関する情報・知識が十分でないこと——などを指摘しているが、他にも課題は多い。

特に、業界から改善が求められているのが、滬港通の制約の多さである。滬港通で取引可能な銘柄の時価総額と売買代金は両市場の8割程度をカバーしているとされるが、QFII、RQFII、QDII に比べ投資可能銘柄が大型株に限られていることに他ならないほか、デイ・トレードや IPO への参加も不可とされている。これは、中国当局が大規模な資本の流出入による国内金融市場の不安定化を警戒し、長期投資を念頭に置いていることが背景にあるが、債券市場などと比べ、証券市場は短期投資を目的とする投資家が多く、長期投資を前提とした限定的市場開放では、短期投資目的の投資家の興味を引くのは限界があろう。

また、タイミングの問題もある。人民元建債券、通称・点心債(Dim Sum Bond)の発行が香港で本格化したのは 11 年以降だが、当時は 09 年7月に解禁されたクロスボーダー人民元建決済が軌道に乗り始め、リーマンショックからいち早く立ち直った中国経済に世界中の期待が集まっていた時期とも重なる。投資家にとっては中国本土から吸い上げた人民元資金をオフショアで運用する手段が極端に限られる中、成長が見込める中国関連銘柄に人民元で、比較的安全かつ安定的に長期運用が可能であること、また起債する企業にとっては中国国内で金融引き締め圧力が強まる中、低コストで人民元の調達が可能であるなど、双方にとってメリットがあったことで、市場は急速に拡大し、14 年1~9月の起債額は 1,636 億元、同9月末時点での発行残高は 3,744 億元に上っている(図表4)。



しかし、足元の市場環境は当時とは大きく様変わりしている。中国経済は減速の傾向が明らかになっており、成長率目標の引き下げも見込まれる中、市場の警戒感が高まっている。オフショア人民元の運用手段も、クロスボーダー人民元建決済解禁から5年を経て、選択肢が多様化しており、中には上記の点心債のように順調な発展を見せるものがある反面、未だ発展途上にあるものもある。その一例が、滬港通に先立って香港で解禁された人民元建て上場で、第1号案件となった11年のREIT⁴上場の後、ETF⁵の上場実績は積みあがっているものの、事業会社による新規上場については目立った実績はほとんど見られないままとなっている。今年9月には香港航空が香港ドルと人民元の2通貨建てIPOを申請したことで再び注目されているものの、「これまでも同様の2通貨建て上場を検討するケースはあったが、点心債などに比べ相応のリスクを伴う人民元建て株式の購入意欲は未知数であり、結果的に1通貨建てでの上場ばかりとなっている」(同上)のが実情だという。

さらなる規制緩和と香港の人民元オフショアセンター化に期待

中国がこれまで、国内金融市場安定のため、クロスボーダーでの資本取引を厳しく規制してきたことは周知の事実であり、その意味で今般の滬港通スタートは大きな一歩を踏み出したといえるだろう。一方、人民元建て貿易決済や点心債でみられたように、当局は国内市場への影響や海外市場におけるニーズを見極めながら、段階的に規制緩和・撤廃を進め、国際市場への浸透と規模の拡大を図って

いる。滬港通にかかる各種規制についても、中国当局は状況に合わせて調整していくとの姿勢を示しており、タイミングを見計らいながら、上述したような短期の投資ニーズに応え得る、柔軟な対応・規制緩和の実施が期待される。

他方、香港は滬港通を含め、香港における人民元建て投資手段の拡充が着々と進んでいることを内外の投資家に対し積極的にアピールし、そのニーズを取り込んでいく必要がある。そのためには、前述したような双方の投資家への相手方市場銘柄にかかる積極的な情報提供や、既存の投資ツールを含め、投資家にとってより使いやすい制度を整え、魅力的な商品を提供していくことが不可欠である。また、長期的に人民元建て株式の取引が活発化してくれば、市況により人民元の短期資金需給がひっ迫したり、これによって人民元短期金利の変動が激しくなる可能性もあるなど、慎重な舵取りも迫られる。

滬港通による中国の資本市場開放や人民元の国際化を如何に活用し、国際金融市場としての競争力向上を推し進めていくのか——。オフショア人民元センターとしての香港の真価が問われるのはこれからだ。

⁴ Real Estate Investment Trust. 不動産投資信託

⁵ Exchange Traded Fund. 上場投資信託



中国子会社からの海外送金 および関連問題にかかる留意点

ジェシー・ダン みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国子会社が利益を出しているが、どのように海外親会社に戻せるのか——という照会が少なくない。周知の通り、中国は外貨管理規制等が厳しく、日本や香港のように自由にクロスボーダー送金ができるわけではなく、必ず目的を伴い、所定の手続きを経て、承認を取得した上でなければ送金できない。さらに、名目や相手国によって課される税金や手続きが異なるため、確認が必要である。今回は一般的な利益還元方法、また海外送金時に起きた問題の実例と留意点を紹介したい。

中国からの利益送金にかかる主な方法

中国子会社から利益を送金する主な方法は、配当、ロイヤルティー、コンサルティング(サービス)料など、いわゆる「非貿易」の送金である。

(1) 配当金

なかでも配当金送金は一般的に行われており、中国子会社の取締役会決議などの書類を提出したうえで、監査を経て、外貨管理局などの当局への申請が承認されれば、海外への送金が可能である。とくに中国の財政部、国家税務総局により、「企業所得税に関する若干の優遇政策の通知」(財税 2008 年1号)が公布され、条件を満たす企業に対し 2008 年1月1日以前の未配当利益における企業所得税が免除されて以来、海外への配当送金が頻繁になってきているようだ。

なお、08 年以降の配当金を送金する場合、20%の源泉税が発生する。日中租税条約に基づき、日

本へ送金する場合は 10%に軽減されるほか、送金先である海外親会社が香港である場合、中国・香港租税協定により税率がさらに下がり、源泉税は5%のみになる¹。

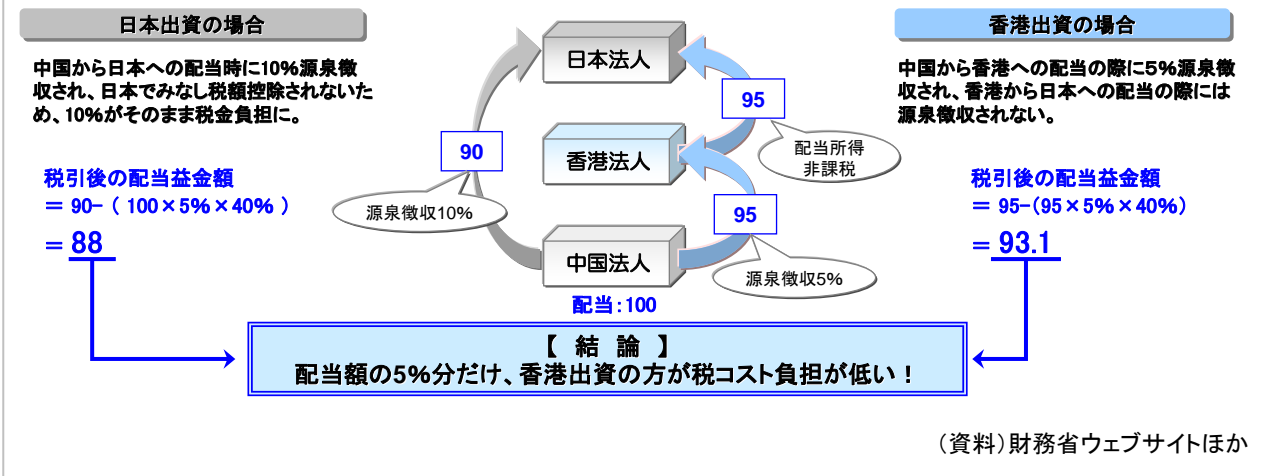
また、日本本社では、海外で源泉税が納付されたあとの配当金収入については、日本本社に送金された際、95%の配当益金不算入²により、その5%に対してのみ日本の所得税がかかる。

当該税務メリットのイメージと概算式は次頁の図の通りであるが、日本法人が外国子会社から受ける配当額につき益金不算入額の計算をする場合に

¹ 配当金、およびロイヤルティーにかかる中国・香港間の二重課税防止協定の恩恵を受けるためには、事前に香港及び中国の税務当局に申請が必要。当該認可を受けた場合、香港出資 25%以上の場合は 5%に、それ以外は 10%の軽減税率が適用される。

² 配当益金不算入制度:平成 21 年度税制改正により、内国法人(=日本本社)が外国子会社(株式等の保有比率 25%以上、かつその保有が剰余金の配当等の額の支払義務確定日以前 6 か月以上継続している会社)から受ける剰余金等の配当について、その事業年度の所得の計算上、当該配当の 95%相当額について益金不算入=非課税となった。

【海外子会社からの配当益金不算入額イメージ】



は、その配当額の5%に相当する金額を配当等に係る経費として、その配当等の額から控除する。この5%の課税対象となる配当金額は、源泉税控除前の金額になる(国外配当免税制度の対象となる配当について、海外で課される源泉税は控除対象とならない)ため、中国からの配当の場合は元の配当額100の5%、香港からの配当の場合は元の配当額(=控除がないのでそのまま)95の5%が控除対象となる。

要するに、中国子会社の利益を最終的に日本の本社に還元するに当たり、日本に直接送金する場合は約12%の税金が発生するのに対して、香港会社を経由して日本に送金する場合は、香港から日本への配当送金は非課税であるため、約7%の税金しか発生しないことになる。これが、香港経由の配当送金のほうが、税務メリットがあるとされ、利益回収の送金方法としてよく採用される所以である。

ただし、当該スキームを活用して香港への配当送金が活発になっている半面、それに伴う相談も増えている。というのも、税制上は優遇対象となっているものの、実際に香港の会社が実態を伴わず、優遇享受のためだけのペーパー会社と認定された場合、

優遇を受けることはできないためだ。

さらに、この税務メリットの享受は自動的ではなく、中国税務局で優遇適用を申請しなければならず、その際に香港親会社の商業登記証(Business Registration)または設立証明書(Certificate of Incorporation)を提出する必要がある。ただし、中国税務局が香港社の居住者証明書を求める場合は、中国子会社所在地の税務局が依頼書を発行し、それを香港の税務局に提出して居住証明を取得したうえで、中国側の税務局に提出することになる。それでも香港会社がペーパー会社であることを中国税務当局が懸念した場合は、さらに香港会社の財務書類を確認するといった要求もあり得る。

香港社の居住者であることにかかる証明手続きについては13年11月より簡素化³されており、通常は特に問題がなければ優遇申請は1カ月以内で済むが、上述のような税務局とのやり取り、交渉を繰り返す、とりわけ、年末など中国税務局の税金回収目標期限が迫る時期になると、税務局の審査がさらに

³ 国家税務総局《中国本土及び香港特別行政区における二重課税回避及び納税漏れ・脱税防止の執行のアレンジ》(国家税務総局公告2013年第53号)

厳しくなるなどとの噂も聞くため、事前に関連書類の準備や手続きを確認しておくことをお勧めする。

なお、香港当局の発行する居住証明は、一つの暦年の申請で一通しか発行されない。このため、中国に複数の子会社があり、各社が優遇を享受したい場合は、優遇適用申請手続きを行う順序や配当送金のタイミングをよく検討する必要があるだろう。

(2)ロイヤルティー

配当金のほかに、よく利用される方法としてロイヤルティーがある。中国子会社が、商標権、特許権、ノウハウなど無形固定資産の移転または使用の対価として日本本社へロイヤルティーを支払うケースは多い。この送金の特徴としては、「技術輸入契約」などを中国当局に提出して承認されなければならないことだ。承認を得た場合、「技術輸入許可書類」を入手したうえで、源泉税を納付し、はじめて海外へ送金可能となる。

ロイヤルティー送金については、二つの留意点がある。一つは移転価格の問題だ。ロイヤルティー額の設定が適切なかどうかは、予め留意する必要がある。もう一つは、配当金の場合と同様に、本社が日本である場合と、香港である場合で税率が異なる

ことである。日本本社に直接送金する場合は10%の源泉税が課されるのに対して、香港が親会社である場合は租税協定により7%に軽減される。租税協定の恩恵を受けるためには、別途、当局への事前手続きが必要であるのも配当金送金の場合と同様だ。

ただ、ロイヤルティーの場合は、香港社が居住者であるかどうかだけでなく、ロイヤルティーの内容が中国に無い独特な技術等でなければ承認されないケースもあるため、当局へ説明するための十分な書類を準備しておくことがポイントだと思われる。また、配当送金の場合と異なり、ロイヤルティーを送金する場合は、企業所得税の源泉のほかに、営業税または増値税、印紙税などが課される。

(3)コンサルティング料

最後に、コンサルティング(サービス)料について触れたい。コンサルティング料の送金は、日本や香港のスタッフが中国国内で技術サポートを行い、その対価として中国子会社にコンサルティング料を請求するなどの場合によく実施されている。ロイヤルティーとコンサルティング料の場合、5万米ドル以下であれば外貨管理局への申請も、契約書の提出も不要で、直接銀行へ依頼すれば海外送金ができる

【名目別 海外送金にかかる源泉税率等】

	中国 → 日本	中国 → 香港
① 配当金	10%	5%*
② ロイヤルティー	10%(+ 増値税 6%**)	7%* (+増値税 6%**)
③ コンサルティング料	10%+増値税 6%**	

*配当金、ロイヤルティーにかかる中国・香港間の二重課税防止協定の恩恵を受けるためには、別途当局への事前手続きが必要。

**営業税については地域により、2012年以降の増値税改革を受けた増値税への切り替え有無につき事前確認が必要。なお、営業税又は増値税以外に約1%の付加税がかかる。

が、ロイヤルティーの場合のように技術などの証明が必要であるのとは異なってコンサルティング料はそれが不要であるため、もっとも簡単な海外送金方法といえよう。

留意点としては、コンサルティング料を海外送金する際に、送金先の国・地域が日本にせよ香港にせよ、源泉税 10%が課税されるほか、ロイヤルティーの場合と同様、営業税または増値税、印紙税などが課されることだろう。コンサルティング料が小額である場合は、銀行に納税証明書を提出しなくてもよいが、自主的な納税手続きは必須だ。さらに、ロイヤルティーの際のように移転価格リスクの有無を確認する必要があるとともに、海外の会社が従業員を通じて中国会社に対して長期間で継続的なサービス提供を行った場合の PE リスクもよく指摘される。

おわりに

税務面から配当金、ロイヤルティー、コンサルティング(サービス)料の送金を比較すると、前頁表のとおり、配当金であれば源泉税以外の税金が発生せず、3つのなかで最もコストが低いと思われる。しかし、そもそも利益がない場合や、配当送金を実施しない企業にとっては、ロイヤルティーまたはコンサルティング料の送金が検討されることになろう。ただし上述したとおり、それぞれ移転価格や PE 課税リスクもあわせて確認しなければならない。利益送金を実施する際は、各送金手段のメリット・デメリットや可否を税理士等の専門家に十分確認をしたり、手続きを事前に確認したりしておくことを勧めたい。



【Indonesia】

インドネシア新健康保険制度の解説

子田 俊之 フェアコンサルティング インドネシア

インドネシアではいわゆる国民皆保険制度への移行が進められています。この移行は 2014 年 1 月 1 日から開始され、19 年 1 月 1 日までの 5 年間をかけて漸次進められる予定になっています。皮切りとして、14 年 1 月 1 日に、健康保障に関する大統領規程 2013 年第 12 号、およびその改正規定である大統領規程 2013 年 111 号が施行されています。この規程の中で、15 年 1 月 1 日が国営企業、大企業、中小企業の新健康保険制度への加入期限として定められています。その後、16 年 1 月 1 日までに零細企業、19 年 1 月 1 日までに非賃金労働者および非労働者が制度に加入する予定となっています。外資企業は上記期限に則り、15 年 1 月 1 日までに従業員の加入手続きを完了し、保険料の支払いを開始しなければなりません。

このように加入期限が迫る状況ではありますが、実務においては、制度側より積極的な説明がなされていないこと、健康保障の内容が不十分と捉えられていること、費用増に対する抵抗など、色々な背景が重なり、積極的な登録が進んでいないように思われます。

本稿では、当該新健康保険制度につき、弊社がよく受ける質問から、制度の要点および進出企業の懸念事項について解説を行います。制度に目を背けることはせず、理解、検討し、加入手続きを開始することが必要です。

制度の概要

当該新健康保険制度は BPJS Kesehatan(以下 BPJS-K)と言います。従来の民間企業向け健康保険制度である Jamsostek - Jaminan Pemeliharaan Kesehatan(以下 JPK)は、任意の加入制度であり、企業が民間の医療保険により JPK と同水準以上の保障を提供できていれば、加入はしなくてもよいというものでした。これに対し、BPJS-K は強制加入の制度になります。BPJS-K の対象者はすべてのインドネシア人と、インドネシアで 6 カ月以上働く外国人とされています。また、外国で働くインドネシア人も対象とする旨が明記されています。

労働者については、雇用者に加入手続きを行う義務を課しており、上述するように 15 年 1 月 1 日までは国営企業、大企業、中小企業で働く従業員が登録対象として制度に加入することになります。家族については、労働者本人の制度加入に合わせて自動的に 5 人を上限として、登録されることとなり、5 人を超える家族についても、追加保険料を払うことで加入させることができます。

保険料

賃金労働者の保険料については、15 年 6 月までは給与あるいは賃金の 4.5%とされており、そのうち 4%を雇用者が負担、0.5%を従業員が負担し

ます。15年7月以降の保険料は給与あるいは賃金の5%となり、4%を雇用者が負担し、1%が従業員負担となります。計算のベースとなる給与あるいは賃金とされる金額は、基本給と固定手当から構成される、と定義されています。このうち、固定手当とは、労働者の出勤状況に関係なく支払われるものと別途定義されています。このことから、保険料の計算には、残業手当は含まれません。また、インドネシアで一般的なTHRボーナス（レバラン休暇¹前の手当で、一般的に基本給の1カ月分）についても、基本給を増加させるものではありませんので、計算には含まれないと言えるでしょう。

また、上記する、給与あるいは賃金として保険料計算のベースになる金額には上限が定められており、その上限とは“婚姻しており1人の子を有している場合の非課税限度額の2倍”、とされています。規定の文言だけを読むと、何を意図した金額であるのかが分かりにくいですが、これは、個人所得税の計算において適用される、いわゆる配偶者控除/扶養控除の概念を保険料の上限計算に持ち込んだものになります。具体的には、保険料計算ベースの金額上限は年間で5,670万ルピア、月額で472.5万ルピアとなります。これがどの程度の金額であるかと言うと、14年のジャカルタ市の最低賃金は約244万ルピアに設定されており、これを参照すると、ジャカルタにおいてはおよそ最低賃金の2倍が、計算上限として定められていることとなります。つまり、最低賃金の2倍を超える、給与あるいは賃金を得ている従業員に

ついては、全員一律の上限保険料が課せられる、ということになります。この金額上限に4.5%の保険料を掛け合わせると21万2,625ルピア/月となりますので、6人目以上の追加家族加入がない場合には、最大で、従業員数 × 21万2,625ルピアの保険料の支払いが毎月見込まれます。15年7月以降は保険料率が5%に上昇しますので、最大で、従業員数 × 23万6,250ルピアの保険料の支払いとなります。

保険料の負担について、制度の中では、雇用者負担分と従業員負担分が明確に区分されています。しかし、インドネシアでは手取り保証の考え方に基づいて給与が設定されていることが多く、そのような企業においては、従業員に制度で規定された負担を求める場合、反発を受けることが予想されます。従業員負担を求める場合、当初は0.5%の負担ですが、15年7月以降は従業員負担が1%に増加しますので、この点も含めて説明し、理解を求める必要があると考えます。

保険料の一部を従業員負担とするか否かに関わらず、保険料の支払い義務は雇用者にあります。毎月10日までに、全従業員の保険料を計算し、BPJS(新社会保障機関)に支払います。支払は雇用者ごとに指定された銀行口座を通じて行います。支払延滞については罰則規定があり、最高で3カ月分の未払保険料に対して、月2%の延滞金が賦課されます。3カ月を超える延滞がある場合には、保険が一時的に停止されると定められています。

登録方法

従来のJPKに加入していた企業の従業員につ

¹ イスラム歴のラマダン(断食月)後の、断食月明け大祭。政令指定休日が設けられるほか、企業によっては前後1週間程度をあわせ大型連休とするケースもある。

いては Jamsostek から BPJS へ自動的にデータ移行処理が行われることとなっています。従来、民間医療保険を使用しており、JPK に加入していなかった企業については、雇用者自身で BPJS より発行される登録フォームに記載、提出して登録手続きをする必要があります。記載事項の中で、各従業員別の一次医療サービス施設（後述）の指定が必要になり、情報収集に時間が掛かることが想定されます。登録が終わった後、従業員毎に、BPJS-K より保険証が交付されます。

健康保険の利用方法

BPJS-K は治療費、検査費、薬、入院の際の病室、救急搬送、予防接種、健康増進の為の費用などを幅広くカバーするとされています。ただし、BPJS-K には医療機関の紹介制度が組み込まれており、これが制度の利便性を損ねていると言われています。紹介制度とは、つまり、緊急の場合を除き、各従業員が登録した、最寄りの一次医療サービス施設で治療、検査を受けた後、必要があれば、一次医療サービス施設から発行される紹介状を持って、大きな病院に行くというものです。直接任意の大病院に行き、BPJS-K を使って治療を受けることはできません。この手続きを経ない医療行為はすべて給付の対象外となります。また、BPJS-K と提携していない医療機関で行われた医療サービスについても、すべて給付の対象外となります。

進出企業の懸念事項

インドネシアに既に進出されている企業の場合、従来は民間医療保険に加入することで、JPK に加入しないという判断をされていたケースも多か

ったと考えます。この流れで、BPJS-K についても、加入義務について、民間医療保険加入があれば任意であるという、誤まった理解をされていることもあるようです。この辺りの制度の正しい理解が進むことが望まれます。

次に理解し難い点として、6か月以上インドネシアで勤務する外国人の加入義務化があります。前述したように、一次医療サービス施設からの紹介制度、提携医療機関の指定などを通し、制度としては、国民皆保険制度を目標に、利用者の裾野を広くする形で設計されています。これが逆に、外国人の保険の利用可能性を著しく低めていると言えるでしょう。また、医療水準に対する不安や、そもそも、外国人自身に公的な医療機関に掛かるだけのインドネシア語能力が足りていない事情から、外国人には利用することができない制度と捉えられてしまうのは仕方のないことだと思われれます。このような中で、少額の負担ではありますが、外国人にも加入義務を求めている所に多少の反発があるようです。外国人従業員の保険料は BPJS-K に対する税金のようなものとして、諦めて支払うしかないように考えます。

6か月以上勤務、という対象者の設定は、いわゆる駐在員に該当する人員を対象としていると理解できます。当然ではありますが、出張者等でインドネシアに居住していない場合は、制度加入の義務はないと考えます。この外国人の加入義務の判断は、個人所得稅務上の居住者、非居住者の考え方と一致させているものと考えられます。また、加入状況に関する査察が行われた場合を想定し、一義的な参照情報となる従業員リストとともに、会社組織図には、出張、非居住扱いの外国

人は記載しない方が良いでしょう。

上記とともに、進出企業の悩みとして、既存の民間医療保険の継続の要否の判断があります。BPJS-K は、民間の医療保険とのコーディネート为前提にした制度となっており、BPJS-K と提携関係にあるとされる、民間の医療保険会社のリストも公表されています。棲み分けとしては、一次/二次的な、最低限のレベルの医療活動についてはBPJS-K が保障し、より手厚い医療サービスについては、民間保険にてカバーすると説明されています。しかし、前述したように、BPJS-K の保障は適切な紹介制度を経た医療行為に限られることや、指定医療機関での治療に限られることから、必ずしも使い勝手は良くないと考えられます。このような中で、BPJS-K が義務化されたからという理由で、既存の民間医療保険を切るとは現実的ではありません。また、BPJS-K が満足できる保障を提供できない場合には、従業員は民間の医療保険に頼らざるを得ません。結果として、BPJS-K の利用機会も損なわれるという循環になってしまうと考えられます。何れにしても、未だスタート時点であり、制度の実際の利便性が見えてきていない状況であり、民間保険のカバー範囲をどうしていくべきかという判断はできず、既存の民間医療保険による保障範囲は継続せざるを得ないのではないかと考えます。

最後に

上述する内容については、14年11月10日時点での最新の制度状況についての解説になります。国民皆保険制度という理想に対し、世界第4位の2億6,700万人の人口、島嶼国家という地理環境から考えても、一筋縄では進まないと考えら

れるインドネシアの新健康保険制度について、既に問題点も多く指摘されている状況であり、今後も制度の修正は多く、しかも突然に出てくるものと考えられます。従業員に対して果たすべき義務として、制度を適時正確に理解し、対応していくことが進出企業には求められています。そのような中で、スムーズに保険料の支払義務が果たされるように、保険制度の実効性がきちんと確保されることを期待するところです。



子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士

PT Fair Consulting INDONESIA

システムコンサルティング会社にて約5年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在中には米国プライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。現在、システム及び会計に関する知識と経験を活かし、インドネシアにおいて、クライアントの視点に立った幅広いサービスを提供している。

Business 【Cambodia】

カンボジア進出の際の 税務上の留意点および税務調査対策

松村 侑弥 I-GLOCAL CAMBODIA

1. はじめに

外資規制や外貨規制がほぼ無く、進出の参入障壁が非常に低いカンボジアは近年、世界中の投資家より注目を浴び、外資系企業の投資案件数も増加傾向にあります。カンボジアにおける会社設立は容易であるため、税務に関しても容易に考えている企業が少なくありませんが、他のASEAN 諸国同様にカンボジアにおいても税務リスクは高まりつつあります。

もちろん適切に申告しておけば税務調査においてもそれほど大きなリスクはありませんが、本稿ではいくつかの留意すべき点につきご説明します。

2. カンボジアの税務概要に関して

カンボジア税法上はさまざまな税金が定められています。主な税金は下記の通りです。

1. 法人税 (Tax on Profit)

日本の法人税に相当する税金であり、税率は20%となっています。

月次では仮申告(Prepayment Profit Tax)制度が設けられており、総収入の1%を毎月申告・納付する必要があります。なお、確定申告の際に法人税額が仮申告額を上回る場合、仮申告額を控除して納税することとなります。

2. 給与税 (Tax on Salary)

日本の所得税に相当する税金であり、最高税率 20%の累進課税制度が適用されています。カンボジアにおいては所得を包括的に管理するシステムがないため、課税対象はあくまで給与のみとなっています。また、給与とは別の手当てに関しては別途付加給付税が課され、税率は一律 20%に設定されています。納税に関しては、企業が従業員の給与より給与税を源泉して申告・納付を行い、個人の確定申告義務はありません。なお2015 年より、低所得者への課税が緩和され、月額約200米ドル以下の所得に対しては0%の税率が適用される予定となっています。

3. 付加価値税 (Value Add Tax)

日本の消費税に相当する税金であり、税率は10%となっています。土地の売買を除く幅広い物品・サービスが対象となります。月次にて申告を行い、仮受・仮払 VAT に関しては相殺が認められています。しかしながら、還付請求は実質的に困難なのが現状です。なお、VAT インボイスに関しては要件が定められています。

4. 源泉徴収税 (Withholding Tax)

源泉徴収税はサービス対価の支払いの際に課される税金となり、カンボジア国内における事業者

に対し、特定の支払いに対して源泉徴収税の納税が求められています。なお、提供を受けるサービスによって税率が異なっており、個人へのサービス対価の支払いに関しては15%、賃貸サービス等は10%、非居住者へのサービス料の支払い、配当、利息等に対しては14%と規定されています。源泉徴収税は幅広いサービスに対して課税されるため、留意が必要な税金です。

3. 初回申告の際の留意点

会社設立の際、商業省への会社登記が完了後、15日以内に税務局にてVAT登録等を行う必要があります。税務局での登録所要期間は実務上1～2カ月で、その間に税務申告開始レターが発行されます。この税務申告開始レターには、初回の税務申告の期限が記載されており、タイミングによっては申告直前に申告開始レターが発行され、申告準備が間に合わないといった事態も見受けられるため、商業省への登録が完了した時点から、税務申告の準備を行っておくことが望まれます。

具体的な準備としては、各種契約書(特に事務所の賃貸契約書)・支出に関するインボイス・月末における銀行残高明細・支払給与の明細・売上有る場合は売上インボイスなど、税額算出および申告書作成に必要な情報が挙げられます。

4. 月次税務申告に関する留意点

1. 納税期限

カンボジアにおける税務申告期限は非常に厳しく設定されています。毎月申告納税が求められるほか、申告書には代表者のサインが要求されているため、納税・申告にはかなりの時間と手間

を要します。特にカンボジアでは祝日が年間30日と非常に多く、月初が連休と重なってしまい、申告期限までの期間がさらに短くなるケースもあるため、日ごろから証憑等を揃え、税務申告に備えることが重要です。なお、納税前の期間に現地代表者がカンボジア国外出張を行う予定がある場合などは、予め申告書へサインを行い、概算の納税額を準備するなどの対策が必要となります。

2. 納税申告書

納税額の算出過程はそれほど複雑なものではありませんが、納税においては売上インボイスおよびVATインボイスのコピーを添付する必要があるため、インボイス数が多数に上る事業等の場合は日常から適切にインボイスの管理を行わないと申告のための書類作成に追われ、申告期限に申告・納税が間に合わないリスクがあります。また申告書にミスがあった場合もペナルティーの対象となる可能性が高いため、慎重に作成を行う必要があります。

3. 申告遅延・過少申告のペナルティー

納税遅延・過少申告が生じた場合、税法第130条から133条に記載されているペナルティーが発生します。

納税遅延の場合、遅延税額の10%から最大40%までが罰金として科され、さらに1カ月あたり2%の遅延利息が追加で科されます。

さらに過少申告の場合、たとえ過少申告が意図的ではない場合であってもペナルティーが発生します。ペナルティーは過失度合いによって決定され、過少申告額が支払うべき税額の10%未満

の場合は通常の過失とみなされ、罰金は過少申告額の 10%となります。過少申告額が支払うべき税額の 10%以上となる場合は重大な過失とみなされ、罰金は過少申告額の 25%となります。なお、税務調査によって指摘を受けた場合は罰金が過少申告額の 40%と、厳しいペナルティーが設定されています。

さらに税務総局が納税者が意図的に申告を回避し、会社の納税義務を妨害していると認めた場合、当該行為は犯罪であるとみなされ、最大約 5,000 米ドルもしくは5年以下の懲役に処されることとなります。

また、前月の申告漏れが発覚し、自ら修正申告を行った場合であってもペナルティーは科されてしまうため、毎月正確な申告を行うことが要求されます。

5. 税務調査の概要および留意点

1. 税務調査の種類

カンボジアにおいて、税務調査は3種類に分けられます。

① 机上調査(Desk Audit)

カンボジアの税務調査において、最も一般的な調査が机上調査です。過去に提出した税務申告書に基づき、局内にて確認を行う調査となります。通常は過去1年分の申告書類が対象となり、各種契約書等の追加書類の提示を求められます。机上調査はあくまで局内で行われ、担当官が会社事務所まで来ることはありません。そのため、担当官からの質問へ回答を行い、証憑を提示するために税務局まで何度も足を運ぶ必要があります。

ます。なお、机上調査が行われる頻度は規定されていませんが、実務上は1～2年に1度程度となっています。

② 限定調査(Limited Audit)

限定調査に関しても過去に提出した税務申告書を基に、特定の税金に関して予め通知をした上で調査が行われます。なお、申告漏れがないかを確認するため、実際に担当官が会社事務所まで訪れて調査を行う点が机上調査とは異なります。調査対象に関しては机上調査と同じく過去1年分が一般的となります。

③ 包括調査(Comprehensive Audit)

包括調査は税務総局により主に大企業に対して行われる税務調査であり、机上調査や限定調査が終わった企業を対象として行われることが多いようです。そのため、企業によっては机上調査や限定調査が入る連絡を受けた際、予め包括調査を依頼するケースも見られます。なお、机上調査や限定調査以上に細かい点まで調査が行われ、調査対象も最長で過去 10 年分までとなるため、調査対応にコストと時間がかかることが一般的です。

なお、税務調査で徴税した金額の一部が担当官にインセンティブとして入る制度が定められており、調査官からはやや理不尽な指摘を受けるケースも見受けられます。そのため、以下指摘を受けやすい点に関して説明をさせていただきます。

2. 実務上、税務調査で指摘されやすい点

① 書類の保管不備

カンボジアにおける帳簿書類類の保管義務は

税法第 98 条にて 10 年と規定されています。税務調査では過去の税務申告書の原本保管不備や契約書の紛失に関して指摘されることが増えてきています。過去の税務申告書を紛失してしまった場合は、納税済みであることを証明するのが難しく、再度課税される可能性が高くなります。また契約書を紛失した場合、それがたとえ借入による入金であっても売上としてみなされ、VAT および法人税が課税されるリスクがあるため、書類の保管・管理は徹底する必要があります。

② 出張費用および交際費

最近では出張費や顧客と食事に行くなどの交際費等に関しても、私的な費用としてみなされ、付加給付税を支払うように指摘されるケースがトレンドとなっています。そのため、顧客との飲食の場合は顧客名や目的を記載した社内書類を、出張費の場合は出張目的および出張の結果に関するレポートを作成し、社内にて保管を行っておくことが望まれます。

③ 給与税

実務上、カンボジアにおいて現地法人・支店や駐在員事務所がある限りは給与が発生しているとみなされます。そのため、設立当初において、仮にスタッフを雇用しておらず、駐在員も出向させていないため一切の給与が発生していない場合でも、代表者は給与を受け取っているべきであるとされ、税務局よりみなし給与を設定され、課税されるケースが見受けられます。そのため、設立前より採用活動を進め、設立後の申告と同時にスタッフへ給与を支給する、もしくは駐在員へ現地法人より給与を支給し、給与税を納税されることを

お勧めします。

④ 固定資産に関して

固定資産を除却した場合や滅失してしまった場合、適切に除却を行ったことを証明できる証憑がない場合、税務局は当該資産を売却したとみなし、VAT および法人税が課税されるリスクが高くなります。そのため、当該資産価額が多額に上る場合は、税務局へ届け出を行う等の対応が必要となります。また多額ではない場合であっても、スクラップ業者等に回収を依頼し、当該契約書およびインボイス、また除却に関する社内の決定書を備えておく必要があります。

⑤ インボイスの連番

税法第 77 条第 1 項および第 2 項に、VAT インボイスへ記載を行うべき情報に関して記載されていますが、詳細まで確認を行わず、記載ミスを指摘されるケースが見受けられます。当該インボイス番号の連番に関して「年度内においては連続した番号を使用しなければならない」と解釈されており、インボイス番号を管理していない、もしくは日付等で管理している場合はペナルティーの対象となるケースが多いため、税務局公表の要件を確認し、適切なインボイス・フォームを定めることが重要となります。

6. 終わりに

以前のカンボジアでは、税務申告書は購入しなければならず、税務申告書を受領されるためには手数料を支払う必要があるなど、税務申告に対しての障害が少なからずありましたが、2014 年に入ってからはそのような風習も無くなりつつあり、企

業にとって納税が行いやすくなりました。また、14年に入ってから外資系企業に対して一斉に税務調査が入っており、今後は企業に対し適切な税務申告を促そうとする税務局の意図が読み取れます。もちろん、税務調査担当官による理不尽な指摘は依然として残るものの、適切に申告納税を行っている企業についてはそれほど税務調査リスクは高くありません。今回は実務上、進出企業がミスしやすい点や税務局から指摘を受けやすい点を記載しましたが、最近では不明確な税法を補足する省令が多々発行されているため、常に情報を更新することが重要となります。



松村 侑弥
(まつむら ゆうや)
コンサルタント
I-GLOCAL CAMBODIA

2012年 I-GLOCAL 入社。ホーチミン・ハノイ事務所を経て現在はカンボジア事務所勤務。カンボジアでは法制度や実務面で過去のベトナムの共通点が多いため、ベトナムでの経験を生かしつつ、スタッフとの協力で、より高品質なサービス提供に努めている。



【Malaysia】

マレーシア 2015 年度予算案

平川 和真 SCS Global Consulting (M) Sdn. Bhd.

マレーシアのナジブ首相は 2014 年 10 月 10 日、15 年度(15 年 1~12 月)の予算案を発表しました。15 年は、11 年から 15 年を対象とする「第 10 次マレーシア計画(10th Malaysia Plan)」の最終年という大きな節目となります。さらに、15 年 5 月には、16 年から 20 年を対象とする「第 11 次マレーシア計画(11th Malaysia Plan)」および、その基本戦略となる「マレーシア国家開発戦略(My NDS: Malaysia National Development Strategy)」が公表される予定となっています。つまり、15 年度予算は、「第 10 次マレーシア計画(10th Malaysia Plan)」のもとで進行中のプロジェクトへの予算配分を完了させ、かつ、20 年までにマレーシアを高所得国家にするという政府の長期目標に向けた最後の長期計画となる「第 11 次マレーシア計画(11th Malaysia Plan)」への引き継ぎを行うという重要な役割を担っていると言えます。

15 年度予算案の概要としては、歳出総額が 2,739 億リンギット(以下、MYR。14 年度は MYR2,642 億)、歳入総額が MYR2,352 億(同 MYR2,241 億)と、ともに 14 年度対比で増加し、財政赤字は国内総生産(GDP)対比で 3.0%(14 年度 3.5%)となる見通しです。なお、財政赤字に関しては、20 年までにゼロにするという長期目標があります。

15 年度予算のテーマは、「国民の経済(People Economy)」であり、この予算を達成するために、以下 7 つの戦略を掲げています。

1. 経済成長の強化
2. 財政健全化
3. 人材の開発と起業の奨励
4. ブミプトラ政策の推進
5. 女性の役割の維持
6. 国家青年変革プログラムの開発
7. 国民福祉の優先的実現

ここでは、上記戦略に基づき、15 年度予算で提唱されている主な税務上の施策を説明します。

1. 個人所得税

個人所得税に関して、15 年度からを対象に、居住者の適用税率を各所得帯において 1~3% 引き下げるとともに、最高税率が適用される課税所得を従来の MYR10 万から MYR40 万に引き上げる提案が行われています。具体的な適用税率は表 1(次頁)の通りです。合わせて、非居住者の適用税率についても現在の 26% から 25% へと引き下げられる予定です。

さらに、納税者の税負担軽減を目的として、以下の人的控除項目の拡大も提案されています。

1. 重病に関する治療費の控除可能金額が現

在の MYR5,000 から 15 年度より MYR6,000 に拡大

2. 障害を持つ子供がいる場合の控除可能金額が現在の MYR5,000 から 15 年度より MYR6,000 に拡大
3. 障害を持つ納税者本人、配偶者、子供、親がいる場合に補助器具の購入代金の控除可能金額が現在の MYR5,000 から 15 年度より MYR6,000 に拡大

【表1】 個人所得税率

課税所得(MYR)	2014 年度(%)	2015 年度(%)	減税効果(%)
1 - 5,000	0	0	-
5,001 - 20,000	2	1	1
20,001 - 35,000	6	5	1
35,001 - 50,000	11	10	1
50,001 - 70,000	19	16	3
70,001 - 100,000	24	21	3
100,001 - 250,000	26	24	2
250,001 - 400,000	26	24.5	1.5
400,000 超	26	25	1

【表2】法人税率

	2014、15 年度(%)	2016 年度(%)
払込資本金が MYR250 万以下 (グループ会社に払込資本金 MYR250 万超となる会社がある場合は除く)		
課税所得 MYR50 万まで	20	19
課税所得 MYR50 万超	25	24
払込資本金が MYR250 万超	25	24

2. 法人税

法人税に関して、16 年度から払込資本金 MYR250 万超の企業を対象に、15 年度までの 25% から 1% 引き下げた 24% とする提案がなされています。また、払込資本金が MYR250 万以下の会社については、課税所得 MYR50 万まで、および MYR50 万超のそれぞれにおいて、15 年度までの 20%、25% からそれぞれ 1% の引き下げが提案されています(表2)。

3. 工業地域における公共設備、公共施設の管理業務に関する優遇税制

工業地域における公共設備、公共施設の管理業務を対象に、以下の優遇税制の導入が提案されています。

1. 開発が進んでいない工業地域において行わ

れる公共設備、公共施設の管理業務、修繕業務、改良業務を対象に、5 年間にわたって 100% の免税

2. 上記以外の工業地域において行われる公共設備、公共施設の管理業務、修繕業務、改良業務を対象に、5 年間にわたって 70% の免税

なお、現時点においては当該優遇制度に関する詳細、導入予定日等は公表されていません。

4. 税務上の減価償却費

製造活動の自動化を推進する目的で、以下のものに対する税務上の減価償却費の優遇処置の導入が提案されています。

1. 労働集約型産業(例:ゴム、プラスチック、木材、家具、織物)において、15 年度から 17

年度の期間に MYR400 万を上限として認められた支出に関して 200%の税務上の減価償却費を認める

2. 上記以外の産業において、15 年度から 20 年度の期間に MYR200 万を上限として認められた支出に関して 200%の税務上の減価償却費を認める

また、現在、単価 MYR1,000 を超えない少額資産の購入に関して、年間合計 MYR10,000 の範囲まで、税務上の減価償却費を取得時に一括損金処理する取り扱いが認められています（払込資本金 MYR250 万未満の場合は、MYR10,000 の上限なし）。これに関して、15 年度より、少額資産の単価を MYR1,000 から MYR1,300 に増額すること、年間合計を MYR10,000 から MYR13,000 に増額すること（払込資本金 MYR250 万未満の場合は、上限なし）が提案されています。

5. 不動産譲渡益税

現在、不動産の購入者は、原則として不動産売買金額の2%相当額をマレーシア内国歳入省に保証金として支払う必要があります。

15 年度予算案では、15 年1月1日以降の取引を対象に、マレーシア内国歳入省に支払う保証金額について、現在の不動産売買金額の2%から3%への変更が提案されています。

6. Goods and services tax (GST)

マレーシアでは、15 年4月1日より GST を導入する

ことが決定しています。これに伴い、現在マレーシアで運用されている Sales tax(販売税)と Service tax(サービス税)は同日付で廃止される予定です。

GST は、原則としてマレーシア国内で課税事業者が提供するすべての物品販売及びサービス提供時に課されます。課税事業者は、マレーシア国内における物品の販売時、またはサービス提供時に顧客から対価に加えて GST(アウトプット GST)を受け取ります。一方、マレーシア国内において、仕入先から物品の購入、または業者からサービスの提供を受ける場合にも、対価に加えて GST(インプット GST)を支払うこととなります。そして、一定期間内に受け取ったアウトプット GST と支払ったインプット GST の差額を納付します。

GST では、原則としてすべての商品及びサービスに対して6%の標準税率が課税されますが、一部の品目に対しては、国民保護を目的として税率を0%、もしくは免税としているものがあります。15 年度の予算案では、以下を0%税率品目、もしくは免税品目に加えることが提案されています。

1. 果物(国内品、輸入品を問わない)
2. 白パンおよび全粒パン
3. コーヒー粉、茶粉、ココア粉
4. 黄色麺、クイテオ(麺料理)、ラクサ(麺料理)、ミーフン(麺料理)
5. The National Essential Medicine に記載されている医薬品(約 2,900 種)
6. 書籍(例: 子供用カラー書籍、参考書、教科書、辞書、宗教書、新聞)

7. 家庭内で使用する電気料金の最初の
300kwh
8. 小売店で販売される RON95(レギュラー)ガ
ソリン、ディーゼル、液化天然ガス

7. 移転価格税制

移転価格税制に基づく調査・更生期限について
現在の5年から7年への変更が提案されています。



SCS Global
SCS *One team, No border*



平川 和真
(ひらかわ かずま)

公認会計士(日本)
SCS Global Consulting (M)
Sdn. Bhd.

1982 年生まれ。早稲田大学商学部卒業。2005 年より優
成監査法人にて、法定監査、IPO 支援業務、財務コンサ
ルティング等に従事。2012 年に SCS Global に入社後、
マレーシアを拠点とし、主に日系企業に対し、進出コン
サルティング、国際税務、クロスボーダー組織再編、
M&A 等の業務を手がけている。



【India】インドの税制 第51回

日本人駐在員を派遣する際に 考慮すべき税務リスク ～PEリスクを中心に～

金原 和美 KPMG インド

1. はじめに

デリー高等裁判所より 2014 年4月、Centrica India Offshore Private Ltd. 事案において Permanent Establishment (以下 PE) リスクに関して納税者に不利な判決が下され、同年 10 月最高裁判所への上告が棄却されたことにより当該判決が確定しました。このためインドでは現在、PE リスクについての議論が再燃しています。

上記事案では、駐在員の出向契約書の内容から外国企業のインドにおける PE に関する重要な判断が下されており、日系企業においてもインドの駐在員の出向契約書や駐在スキームについて今一度見直す必要があると考えられます。以下、インドに駐在員を派遣する際に考慮すべき税務上の留意点について、特にPEリスクを中心に説明します。なお、文中における意見は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 日印租税条約における PE の規定

PE つまり恒久的施設は日印租税条約第5条で以下の通り規定されています(付している番号は租税条約第5条の項番号に対応しています)。

1. PE とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所をいう。(いわゆる一定の場所 PE)
2. PE には特に次のものを含む
 - 事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場、保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫、天然資源採取場所、店舗その他の販売所、農場・栽培場その他の場所、天然資源探査のために6か月を超えて使用する設備・構築物(一定の場所 PE の例および天然資源探査にかかる追加的 PE)
3. 6か月の期間を超える建設工事現場、または建設、据付もしくは組立工事(いわゆる建設 PE)
4. 上記工事に関連して、6か月を超える期間の監督活動(建設 PE)
5. 6か月の期間を超える石油の探査、開発、採取に関連する役務または施設の提供(天然資源探査にかかる追加的 PE)

7. 下記代理人(問屋その他独立の地位を有する代理人を除く)(いわゆる代理人 PE)

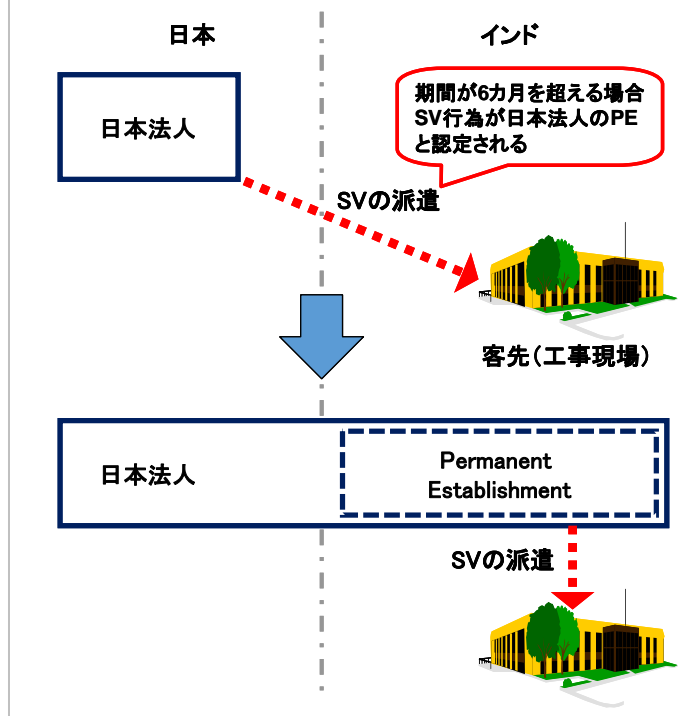
- 反復して契約を締結する代理人
- 反復して在庫を保有し、定期的に引渡す代理人
- 反復して注文を取得する代理人

インドにおける活動が PE に該当すると判断された場合には、法的・制度的な形態に関わらず、税務上はインドにおいて法人があるとみなされ、法人税の申告義務が生じます。例えば、図表1のように客先のインドの工事現場に日本からスーパーバイザー(SV)を派遣しているようなケースでも、その期間が6カ月を超える場合には、日印租税条約第5条4項に基づき、派遣元の日本法人はインドにおいて PE 認定されます。

日本企業がインドにおいて PE 判定された場合、PE の所得に対して外国法人に対する税率(40%の標準税率+サーチャージ・教育目的税)が適用されます。

PEの範囲は解釈に委ねられる余地がありますが、もともと税務調査がアグレッシブなインドではPEの定義が拡大解釈され、納税者に不利な指摘がなされるケースが見受けられます。例えば、インド子会社が親会社から独立して業務を行っており、設立以降業務内容に変更がないにも関わらず、突然インド税務当局から「当該子会社は何のリスク負担もせず親会社の取り次ぎに過ぎない」としてPE認定されたり、本来、駐在員事務所はPEに該当しないとされ、かつ営業活動を行っていない

【図表1】日印租税条約第5条4項(建設 PE)に関する例



いにかかわらず、従業員が多いために営業活動を行っているともみなされ、駐在員事務所がPEと認定されたケース等です¹。

またPEリスクについては、既述のPEに該当するかどうかという論点のほか、該当した場合にそのPEに帰属する所得はどう算定されるのかという論点があります。

日印租税条約では第7条1項に、PEの帰属所得はPEに「直接または間接に帰せられる部分」のみという原則がうたわれています。具体的な算定方法としては、7条2項にPEが独立企業間価格で取引した場合に取得したとみられる利得とするとの定めがあり、また7条4項ではPEの帰属所得をどちらかの国で全世界所得の構成部分への

¹ 経済産業省 HP「新興国における課税問題の事例と対策(概要版)」より
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html

配分で決定する慣行がある場合には、その慣行に従う配分方法で帰属所得が決定できるとされています。しかし、具体的な数値基準は定められていないため、帰属所得の算定根拠の妥当性について議論されることが多く、また、課税当局が帰属所得の範囲等を拡大解釈して納税者に不利な指摘をするケースが見受けられます。帰属所得の算定方法が裁判で争われた事例もあります。

3. 駐在員派遣にかかる PE リスク～過去の判例をもとに～

駐在員をインドへ派遣している外国企業は、インド税務当局から、駐在員の出向契約には外国企業からインド企業に対するサービス提供が含まれているとみなされ、それをもって、

- 1) インドにおいて外国企業が PE を形成している。
- 2) 外国企業はインド企業へ技術サービスを提供しており、その対価がインドにおいて課税対象となる。また、インド企業は外国企業から技術サービスを受けており、その対価についてリバースチャージ制度の下、インド企業がサービス税を申告納税する義務がある。

と指摘される可能性があります。以下、上記 1) の PE 認定について判例に基づきご説明いたします。

過去の判例では、07 年のモルガン・スタンレー事案に対する最高裁判決において、PE について納税者に有利な判決が下され、それを指針として

以降主にムンバイやバンガロールにおける裁判などでは、納税者に有利な判決が出されてきました。

具体的にはモルガン・スタンレー事案では、米モルガン・スタンレー社がインド子会社に対して、バックオフィス業務等を委託していたこと、米国から管理業務 (stewardship activities) のために短期で人員を派遣していたこと、更に必要に応じて米国から代理 (deputation activities) 委任契約に基づき駐在員を半年から2年間の期間で派遣していたことについて、Authority for Advance Ruling (AAR) による事前ルーリングの判断が行われました。事前ルーリングでは PE のカテゴリーのうち「一定の場所 PE」と「代理人 PE」には該当しないが、管理業務のための短期派遣および代理契約に基づく駐在員派遣が「サービス PE」であるとされました。しかし、親会社と子会社で独立企業間価格での取引が行われていたことから、追徴課税は発生しないとされていました。最高裁判決では追徴課税は発生しないとの結論は変わりませんが、管理業務のための短期派遣が「サービス PE」に該当しないとの見解が示されている点で、事前ルーリングよりも更に納税者に有利な判決が下されています。

しかし最近の動きとして、前述の通り 14 年4月デリーの高等裁判所では、Centrica India Offshore Private Ltd.事案において、事前ルーリングを支持し納税者に不利な判決が下されていません。その概略は以下の通りです。

【判決の概要】

インド駐在員の真の雇用者は出向元の外国企業 Centrica Plc. (以下F社)であり、F社は駐在員の活動を以ってインドにおけるサービスPEを構成している。また、F社は駐在員を通じてインド子会社 Centrica India Offshore Private Ltd. (以下I社)へサービスを提供しており、そのサービスはコンサルティング的または技術的で、そのノウハウをI社が将来利用可能である (make available) ことから、租税条約の下技術サービス役務提供とみなされ、その対価はインドにおいて課税対象となる。

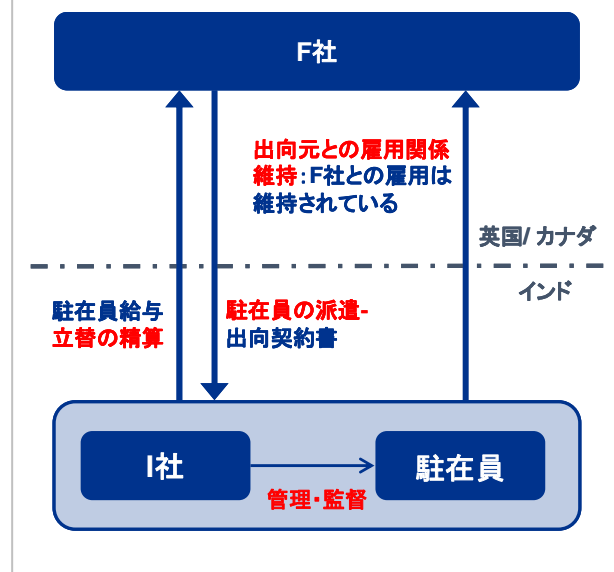
【事実関係】

外国企業 F社はインド子会社 I社へバックオフィスサポート機能をアウトソーシングしており、I社はF社に対してサービスを提供している。I社はそのコストに15%のマージンを加えてF社へ請求し、当該サービスにかかる役務収益はインドで申告納税している。また、立ち上げ時期のサポートとしてF社からI社へ出向契約に基づき駐在員が派遣されている。I社は駐在員の給与をF社へコストベースで払い戻しており、駐在員給与の源泉徴収を行っている。

【サービス PE とみなされた理由】(図表2)

- I社と駐在員の間には雇用関係が意図されていない。また、I社には出向契約上駐在員のコストを負担する権限も義務もない。
- 駐在員には給与未払についてI社を訴える権利がない。駐在員の基本給与やその他給付、退職・社会保険関連給付、その他手当は全てF社により支払われている。

【図表2】デリー最高裁判例におけるスキーム



- I社は駐在員の出向契約を終了させる権利はあるが、もともとのF社との雇用関係を終了させることはできない。F社との雇用関係は、I社と独立して継続しており、I社のコントロール外にある。駐在員とF社間の雇用は終了しておらず、I社はこの雇用契約について修正する権利はない。給与はF社を通して支払われるが、これは単に「通して」というだけの意味ではない。
- 駐在員はもともとF社に雇用されており、その生産性は全てI社に由来するわけではない。駐在員は一時的にI社でその専門性を発揮するために派遣されており、出向契約はそういった例外的な状況が終了し、駐在員が出向元へ戻ったときに通常の状態に戻ることを意図している。
- OECD モデル注釈 (OECD Model Commentary) 15条では、「もしも駐在員がインド企業のためだけに業務を行い、問題とされる期間に外国企業から解放されたならば、外国企業はサービスPEを構成しな

い」と規定されているが、このケースには当てはまらない。

- 過去の判例では駐在員の活動がサービスとみなされるかどうかはその性質によるとされており、管理業務であれば PE を構成しないが代理委任であれば構成するとの判決もある。今回のケースでは F 社は I 社に、債権回収や請求などを含むバックオフィスサポート機能を委託しており、単なる管理業務にとどまるものではない。よって、駐在員の真の雇用者は継続して F 社である。

【判決のポイント】

当該判決については、以下の点が留意事項として挙げられます。1は本来判決で示されるべき事項であり、2および3は納税者に不利な判決が下された要因です。

1. PEに帰属する所得の算定ロジックについては、指針が示されていない。
2. I社の駐在員に対する「管理・監督」の概念は考慮されていない。
3. 駐在員とF社の出向元での雇用契約に焦点が当てられている。

4. 駐在員派遣がPEを構成するとみなされるポイント

上記のデリー最高裁判決を含む過去の判例等から、駐在員派遣が PE を構成するかどうかの判断基準のうち、駐在員にとって誰が真の雇用者で

あるかという点が重要であると考えられます。インド企業が経済的な側面から雇用者とみなされるかどうか、外国企業が法的な側面から雇用者とみなされずにすむかが、PE 認定されるかどうかに関わってきます。

インド企業が雇用者とみなされるかどうかは、以下のような観点から判断されます。

- 駐在員を指示・監督し、コントロールしているといえるかどうか
- 駐在員の業務に単独で責任を負っているか
- 駐在員にかかるすべてのコストを負担しているかどうか

また、外国企業が雇用者とみなされるかどうかは、以下のような点が検討されて判定されます。

- 駐在員との雇用契約が継続しているかどうか
- 駐在員の業務が、外国企業のビジネスを増進しているかどうか
- 駐在員に対して、ある程度のコントロールや影響、関係を留保しているかどうか

日印租税条約には、モルガン・スタンレー事案および Centrica India Offshore Private Ltd.事案において指摘された「サービス PE」に該当する項目はありません。しかし、他の項目に基づき PE 認定されるリスクは高まっていると言えます。

以上のような状況を鑑みて、日本企業グループがインドへ駐在員を派遣する際には、PE リスク、

また PE リスク以外の税務リスクもあわせて最小化するために、インドの税制や規則を鑑みつつ、現在の駐在員の出向スキームを改めて見直すとともに、出向契約書の再レビューを行うことをお勧めいたします。

※次回は第 40 号に掲載します。

金原 和美
(かねはら かずみ)

KPMG インド
(バンガロール・アーメダバード)
マネジャー
日本国公認会計士
日本証券アナリスト協会検定会員



1996 年朝日監査法人(現、あずさ監査法人)に入所。5 年半のコンサルティングファーム勤務ののち、あずさ監査法人に復帰。主に製造業、エネルギー産業、ソフトウェア開発業、小売業等の上場会社や、金融機関等の会計監査業務、上場アドバイザー業務等に従事。2014 年 7 月より KPMG インドに赴任。バンガロール事務所に駐在し、バンガロールおよびアーメダバードを管轄。



【China】解説・中国ビジネス法務 第16回

独占禁止法執行の最新動向(1)

湯浅 紀佳 森・濱田松本法律事務所

一 はじめに

2014年8月6日、国家発展改革委員会(以下「NDRC」)は、以下の内容を公表しました。

- 2011年末から、NDRCは自動車および部品メーカーに対する独禁法の調査を開始した。
- ① 現在、上海市発展改革委員会はクライスラーに対して、湖北省物価局はアウディに対して調査をしており、最終段階である。両社とも確実に独禁法違反の行為をしており、近い将来相応の処罰を受ける。
 - ② 先週から江蘇省物価局は蘇州、無錫等の5都市のベンツのディーラーに対して独禁法違反の調査を行っている。
 - ③ 8月4日、上海市発展改革委員会および江蘇省物価局所属の独禁局が、ベンツの上海事務所に対して調査を行った。ベンツが独禁法行為を行っているかどうかは、現在正式に調査中である。
 - ④ NDRCは、12社の日系企業に対して、自動車部品価格の独禁法違反の行為に対する調査を完成したので、近いうちに処罰する予定である。

当該NDRCの公表は、自動車業界だけでなく、中国でビジネスを展開している日系企業および欧

米企業全体に大きな衝撃を与え、中国の独占禁止法(以下「中国独禁法」)への関心が、今までになく高まりました。

そこで、中国独禁法の年と言われた13年、そして14年の案件について、2回に分けて解説します。第1回目の本稿では、中国独禁法の施行以来の経緯、さらに13年の最初の大型案件である液晶テレビの案件について解説します。次回の第2回では、上述の14年8月6日のNDRCの公表に関連する自動車メーカーに関する案件を含む、最新の案件について解説していく予定です。

二 経緯

まず、はじめに、中国独禁法施行から今までの経緯について、簡単に振り返ります。

中国独禁法は、米国(1890年シャーマン法[*Sherman Act*]制定。1914年クレイトン法[*Clayton Act*]制定)や日本(1947年制定)から大幅に遅れた2007年8月30日に制定され、翌08年8月1日から施行されています。中国独禁法が制定された07年には、すでに世界の100カ国以上で独禁法が制定されていました。

中国独禁法については、日本の公正取引委員会のように一元化した執行機関がなく、企業結合については商務部(以下「MOFCOM」)、価格に関する

独占協定については NDRC、そして価格以外に関する独占協定については国家工商行政管理局(以下「SAIC」)の3つの機関に分かれています。

中国独禁法施行当初は、まず MOFCOM が中国独禁法関連の規定の制定を完成させたこともあり、中国独禁法については、企業結合が注目されていました。その後、NDRCとSAICも関連規定の制定を進め、本稿作成時点で、文末記載の法令および関連規定が制定されています。

NDRC も関連規定を制定したことで、後述のように、13 年は独禁法の年と言われるほど、価格に関する大型カルテル案件が発生することになりました。

以下では、まず企業結合に関する MOFCOM の最新の動向を解説した上で、価格カルテルや、NDRC の最新の動向について解説します。

三 企業結合についての最新動向

上記二に記載したように、中国独禁法施行以来、MOFCOM は積極的に企業結合の審査を行っています。MOFCOM による企業結合の審査の結果は、下表1に記載のとおり、14年3月31日時点の累計で、無条件認可は770件、条件付認可が23件、禁止はコカ・コーラの1件のみとなっていました。

【表1】MOFCOMによる企業結合審査結果

年	無条件	条件付	禁止
2008	15	1	0
2009	72	4	1
2010	108	1	0
2011	167	4	0
2012	155	6	0
2013	211	4	0
2014*	42	3	0
合計	770	23	1

*2014年は3月31日時点の数値。

そこで、MOFCOMも企業結合については、禁止することはほとんどないのだと考えられ始めていた矢先の14年6月17日、再び禁止案件が公表されました。第2号の禁止案件の内容は以下のとおりです。

デンマークの A.P.モラー・マースクグループ(A.P. Moller - Maersk A/S、以下「マースク」)、メディテレーニアン SHIPPINGカンパニー(MSC Mediterranean Shipping Company S.A.、以下「MSC」)、フランスの CMA CGM(CMA CGM S.A.、以下「CMA CGM」)が、合弁会社ではなく、ネットワーク本部を設立することで業務提携を行うという内容の企業結合(以下「本件」)に関して、MOFCOM に企業結合の審査が申請されました。これに対し、MOFCOM は、審査の結果、当該ネットワーク本部が設立されることにより、マースク、MSC、CMA CGM が緊密型連合経営(原文は「聯營」)が形成され、アジア-ヨーロッパ航路のコンテナ定期船輸送サービス市場において競争を排除し、または制限する効果を有する可能性があることと認定し、本件に対して、禁止することを決定しました。MOFCOM は、集中に参加する事業者が、当該集中により競争に対して生じる有利な影響が不利な影響よりも明らかに大きいこと、または社会の公共の利益に合致することを証明できなかったとも認定しています。

本件については、EU において禁止されなかった案件であり、なぜ、より影響の少ない中国において禁止されたのかについては、各方面から疑問が呈されました。

四 価格に関する独占協定についての最新動向

1. 水平的独占協定(カルテル)

(1) 概要

中国独禁法では、独占協定について、水平的独

占協定と垂直的独占協定とに分けて規定しています。そのうち、カルテルと言われる水平的独占協定については、以下のとおり規定しています。

【中国独禁法第 13 条第 1 項】

競争関係を有する事業者が次の各号に掲げる独占協定を結ぶことを禁止する。

- (1) 商品の価格を固定し、または変更すること
- (2) 商品の生産数量または販売数量を制限すること
- (3) 販売市場または原材料調達市場を分割すること
- (4) 新技術、新設備の購入を制限し、または新技術、新製品の開発をすること
- (5) 共同して取引を排斥すること
- (6) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占協定

カルテルと言われる水平的独占協定は、商流の中で同様の立場にある競争相手同士が独占協定を結ぶことで、市場競争に与える影響が最も大きいと言われており、世界的にも厳しく規制されている分野です。カルテルのうちでも、価格に関するカルテルが最も一般的です。

このカルテルについては、中国独禁法施行後も、NDRC の下部組織である地方の物価局による中国の内資企業への小型案件などはあったものの、外資系企業に対する処罰などはなく、NDRC の外資系企業に対する態度は長く不明でした。しかし、11 年 2 月 1 日から価格独占禁止規定および価格独占禁止にかかる行政による法執行手続規定などが施行されるに至り、近々大型案件が報道されるのではないかと見られていました。そして、13 年に下記(2)の液晶テレビ案件が公表されました。

(2) 液晶テレビ案件

13 年 1 月 4 日、NDRC は、01 年から 06 年までの 6 年間に、韓国のサムスン、LG、中国台湾地区の奇美、友達、中華映管と瀚宇彩晶の計 6 社(以下「主要 6 社」という。)が共謀して、クリスタルミーティングと呼ばれる会議を台湾や韓国において多数回開催し、かかる会議によって、液晶パネルの価格を操作し、中国大陸部において価格を独占する行為を行ったとして、6 社に対して、総額 3 億 5,300 万元の経済的制裁を課しました。本件は、中国において、外資系企業に対して行われた初めてのカルテル事件であり、経済的制裁金額も中国独禁法史上、最高金額となり、大きく注目されました。

なお、当該独占協定が行われたのが中国独禁法施行前だったため、本案件は、価格法に基づいて行われました(価格法第 40 条、第 41 条)。表 2 は、主要 6 社 (Samsung、LG、Chimei、AU、Chunghwa、HannStar) が受けた中国での経済的制裁の比較を示しています。

【表 2】中国における液晶パネル製造企業の経済的制裁の比較

企業名称	経済的制裁金額*
Samsung (韓国サムスン)	1,648.45 万米ドル (1.01 億人民元)
LG Display Co., Ltd	1,925.91 万米ドル (1.18 億人民元)
Chimei Optoelectronics Corporation (奇美電子)	1,540.89 万米ドル (9,441 万人民元)
AU Optronics Corporation (友達)	357.27 万米ドル (2,189 万人民元)
Chunghwa Pictures Tubes, Ltd. (中華映管)	264.40 万米ドル (1,620 万人民元)
HannStar Display Corporation (瀚宇彩晶)	3.92 万米ドル (24 万人民元)
課徴金合計	5,740.84 万米ドル

* 課徴金と違法所得没収額の合計額を記載。

【表3】液晶パネル製造企業が各国で受けた処罰の比較(主要6社)

分類	EU	韓国	米国	中国*
処罰日	10年12月8日	11年12月1日	08年11月10日～12年9月21日	13年1月4日
課徴金総額	8.37億米ドル (6.49億ユーロ)	1.73億米ドル (1,973.80億ウォン)	13.92億米ドル	5,740.84万米ドル (3.52億人民元)
処罰対象	主要6社	全10社 (主要6社+Samsung 日本・台湾、LG日本・ 台湾)	全9社 (主要6社+日系4 社)	主要6社
違法事実	01年10月から06年2月 の間に、60回程度、 主に台湾のホテルで、 Chrystal Meetingsと呼 ばれる価格カルテルの 会議を行った。	01年9月から06年 12月の間に、少なくと も月1回、台湾および 韓国において価格カル テル、数量カルテルの 会議を実施した。	省略	01年から06年の間 に、台湾および韓国に おいて、全53回、 Chrystal Meetingsと 呼ばれる価格カルテ ルの会議を実施した。
時効	違反行為から5年間	違反行為から5年間	違反行為から民事は 4年間/刑事は5年 間	違法行為から2年間

* 国家発展改革委員会

なお、液晶パネル案件は、中国の処罰が行われる前に、EU、韓国および米国でも処罰されており、中国における処罰は、それらに追随したものであるとの評価もされております。そして、中国のNDRCが、EUや米国での外資系の大型カルテル案件の処罰に追随して処罰を行うという傾向は、連載第二回目で解説する、今年の日系自動車部品会社に対するNDRCによる処罰まで継続していると考えられます。

上記表3において、主要6社を含む液晶パネル製造企業に対して、EU、韓国、米国で処罰された内容をまとめています。表2をみると、主要6社に対する中国のNDRCによる処罰は、他国での処罰金額に比べると相当低額となっています。この点につき、NDRCは、本件が中国独禁法ではなく価格法に基づいた処罰であったため、処罰金額が低額となっており、中国独禁法施行後に行われた案件であったならば、他国と同様に高額となったであろうと表明しています。

※ 以下、次回(第40号)に続く。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

湯浅 紀佳

(ゆあさ のりか)

森・濱田松本法律事務所
弁護士

(日本、米国ニューヨーク州)

1998年東大法学部卒。2003年弁護士登録。10年ミシガン大学ロースクール卒。11年ニューヨーク州弁護士登録。05年森・濱田松本法律事務所入所。上海および香港での執務経験を活かし、対中直接投資、M&A、中国企業の日本でのIPO案件等のさまざまな中国関連業務、その他アジア各国に対する直接投資やM&A案件、およびインバウンド・アウトバウンドのIPO案件などクロスボーダー案件に積極的に取り組んでいる。2013年より北京オフィス執務。

【中国独禁法関連法令一覧表】

2014年11月25日現在

制定機関	名称	文書番号	公布日	施行日
全国人民代表大会	独占禁止法	主席令第68号	2007/08/30	2008/08/01
国务院	事業者集中の申告基準に関する規定	国务院令第529号	2008/08/03	2008/08/03
	関連市場の画定に関する指針		2009/05/24	2009/05/24
商务部	外国投資者の国内企業買収による独占禁止に関わる申告についての指針		2007/03/08	
	事業者集中に関する申告文書及び資料についての指導意見		2009/01/05	2009/01/05
	事業者集中申告規則	商務部令2009年第11号	2009/11/21	2010/01/01
	事業者集中審査規則	商務部令2009年第12号	2009/11/24	2010/01/01
	金融業事業者集中申告における営業額の計算規則	商務部等5部委令2009年第10号	2009/07/15	2009/08/15
	事業者集中における資産又は業務の分離の実施に関する暫定規定	商務部公告2010年第41号	2010/07/05	2010/07/05
	事業者集中の競争への影響評価に関する暫定規定	商務部公告2011年第55号	2011/08/29	2011/09/05
	法に従い申告していない事業者集中に対する調査処理に関する暫定規則	商務部令2011年第6号	2011/12/30	2012/02/01
	改正後の「事業者集中独占禁止審査申告表」の公布及び施行に関する説明		2012/06/06	2012/07/01
	事業者集中における簡易事件適用基準に関する暫定規定	商務部公告2014年第12号	2014/02/11	2014/02/12
	事業者集中簡易事件の申告に関する指導意見(試行)		2014/04/18	2014/04/18
	事業者集中申告に関する指導意見		2014/06/06	2014/06/06
發展改革委員会	価格独占禁止規定	発改委令第7号	2010/12/29	2011/02/01
	価格独占禁止に係る行政による法律執行手続規定	発改委令第8号	2010/12/29	2011/02/01
	価格行政処罰事件審理審査規則	発改価監[2013]1950号	2013/09/30	2014/01/01
工商行政管理総局	工商行政管理機関の独占合意、市場支配的地位濫用事件の取締手続に関する規定	発改委令第42号	2009/05/26	2009/07/01
	工商行政管理機関の行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止手続に関する規定	発改委令第41号	2009/05/26	2009/07/01
	工商行政管理機関の独占合意行為の禁止に関する規定	発改委令第53号	2010/12/31	2011/02/01
	工商行政管理機関の市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定	発改委令第54号	2010/12/31	2011/02/01
	工商行政管理機関の行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定	発改委令第55号	2010/12/31	2011/02/01
最高人民法院	独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定	法釈(2012)5号	2012/05/03	2012/06/01

Business 【China】

新「馳名商標の認定および保護規定」の解説

潘 立冬、楊 金海 敬海法律事務所

1、背景

2014年5月1日、新「商標法」が施行し、馳名商標の保護において相応の保護制度が確立されるとともに馳名商標の概念および認定原則が明確化された。さらに、新「商標法」における馳名商標に関する認定・保護プロセスの執行・規範化について、認定基準および関連部門の職責を明確にするため、国家工商総局は14年7月6日に新「馳名商標の認定および保護規定」(以下、「規定」という)を公布し、14年8月6日に施行した。ここでは、新「商標法」および新「規定」の関連内容に基づいて、未登録の馳名商標の認定および保護について解説する。

2、馳名商標の概念およびその認定基準

馳名商標とは、中国商標局で登録されていないが、実際の使用を通して市場において既に比較的高い知名度を有し、かつ、公によく知られており、侵害を受けた際、関連部門に馳名商標の認定および保護を請求することができる商標である。

新「商標法」では、「馳名商標の認定は、案件ごとの個別認定(当該商標にかかるその他の案件に適用されない)、受動的保護の原則に則る」ことを初めて明文化し、馳名商標案件の提起、受理、審理認定、処理等の各段階において、馳名商標の認定は紛争を処理するに当たって必要と判断される場合に行うことを示した。即ち、中国における馳名商標の認定および保護は「受動的保護の原則」に従

い、馳名商標保有者による積極的な申請および主張を受けて審査され、公によく知られた未登録の商標を保有する当事者に保護を付与する法律制度であると言える。

認定・保護申請の上でポイントとなるのは、その未登録商標が既に中国で馳名状態にあるか否かである。新「商標法」によると、関連公衆によく知られた商標は馳名商標の保護を申請することができる。ただし、新「規定」第2条で、馳名商標保護における地域性が強調されている。即ち、馳名商標は「中国において」関連公衆によく知られた商標と明確にされたのである。

外商投資企業において、長期的に使用してきた商標・商号等が中国外においては登録または周知されているが、中国で登録されていないために商標の地域性に制限され保護を受けることができず、他者に同一または類似の商標・サービス上にコピー、模倣または翻訳して使用され、権利が侵害される状況が多々ある。したがって、外商投資企業の商標保有者が中国で登録商標権を取得していない、または取得できない場合(他者に抜け駆け登録された場合等)、中国で馳名商標の保護を求める必要がある。

3、馳名商標保有者に対する法的救済

(1) 馳名商標の保護請求

新「規定」第5条および第6条によると、当事者は

商標出願の初審公告期間中、登録却下商標の再審査案件および登録商標無効宣告請求案件において、新「商標法」第33条に基づき、当該出願商標に対して商標局に異議を申し立てることができる。同時に、馳名商標としての保護を請求することができる。馳名商標としての保護申請をする場合、商標局に馳名商標の保護請求を書面で提出し、かつ、当該商標が馳名商標に該当することを証明する証拠資料を提出しなければならない。

実務においては、行政認定か司法認定かにかかわらず、馳名商標認定の決定的要素は、当事者が有権部門に対して当該商標が既に馳名状態にあることを証明する十分な証拠を提出できるか否かにある。新「規定」第9条は「商標法」第14条に規定する要素および状況を細分化し、申請者が馳名商標を証明する際に満たすべき法定条件を明確にし、次の資料を証拠として提出することができるとした。

- ① 当該商標に関する関連公衆の周知度を証明する資料。
- ② 当該商標の継続使用期間を証明する資料(当該商標の使用、登録の履歴・範囲を証明する資料等で、未登録商標である場合、その継続使用期間が5年を下回らないことを証明する資料、国外での登録商標である場合、その登録期間が3年を下回らない、または継続使用期間が5年を下回らないことを証明する資料)。
- ③ 当該商標の宣伝活動の継続期間、程度、地理的範囲を証明する資料(直近3年間の広告宣伝および販売促進活動の方法、地域、広告メディアの種類および広告宣

伝費に関する資料等)。

- ④ 当該商標が中国または他の国家・地域において馳名商標としての保護を受けた記録を証明する資料。
- ⑤ その他の証拠資料(当該商標を使用する主要商品の過去3年間の販売収入、市場シェア、純利益、納税額、販売地域等に関する資料等)。

新「規定」第13条および関連解釈によると、商標局、商標審査委員会は馳名商標の認定時、「商標法」第14条および新「規定」第9条に列する各要素を総合的に考慮する。ただし、全要素を満たすことを前提条件としていない。

(2) 違法行為の摘発請求

新「規定」第3条によると、馳名商標の保護過程において、商標局および商標審査委員会は審査機関および商標紛争の処理機関として存在する。また、工商部門が当事者から受けた告発を立件して摘発を行う場合において、馳名商標であるか否かを認定し、かつ、保護の付与を認定する最終決定機関も商標局および商標審査委員会が担う。ここから分かるように、商標局および商標審査委員会は、商標にかかる違法案件が発生したとき、工商部門が摘発を行う過程において最終認定および実質的審査を行う機関である。

当事者が自身の保有する商標に対する商標権侵害を発見し、馳名商標保護を請求する場合、違法行為発生地の市級以上の工商部門が関連当事者の告発を受理する権利を有し、事実および証拠に基づいて商標権侵害行為を摘発する。また、新「規定」第11条によると、工商部門は商標権侵害行為の告発を受けたとき、当該状況および関連資料

を商標局へ報告・提出する前に、関連資料に対し初歩的な照合および審査を行う権利を有する。当該審査は、上述した馳名商標の認定基準に依拠して行われる。更に、新「規定」第12条によると、市級以上の工商部門が摘発を決定した後、当該部門の上級にあたる部門が再度審査を行わなければならない。審査した結果、規定に合致する場合、当該上級工商部門は馳名商標申請の関連資料を受領した日より30日以内に、馳名商標認定伺いと案件資料の写しを併せて商標局に提出・報告しなければならない。審査した結果、規定に合致しない場合、関係資料は当初の立件機関に差し戻され、当該機関は「工商機関による行政処罰プロセスに関する規定」に基づき速やかに処理しなければならない。

4. まとめ

上述の分析から、新「規定」は、依然として馳名商標の保護に対して厳格・慎重な態度を取っていることが分かる。その主な原因は、中国において馳名商標と認定された場合、その保護領域は登録商標に対する保護よりも広がるためである。したがって、当該権利の付与および保護は厳格、慎重、案件ご

との個別認定および受動的原則に基づくものとなっている。

新「規定」では、馳名商標に対する違法行為の摘発は2階級の工商部門が審査し、最終的に商標局および商標審査委員会が確定すると規定している。これにより、関連当事者による馳名商標保護獲得の難易度は一定程度引き上げられたが、一方で当事者の申請資料および提出要求、各プロセス、具体的な操作方法については、より詳細で明確な指針を定めたと考えられよう。

※次回は第40号に掲載します。



潘 立冬
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部卒、同大学院法学研究科修了(国際法専攻)、1998年弁護士登録。米セントルイス・ワシントン大ロースクール修了(保険法、銀行商事法、会社法等を専攻)。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



敬海法律事務所
WANG JING & CO. Law Firm



楊 金海
弁護士

黒龍江省鶏西大学日本語学科、及び中山大学法学部卒業。日系企業にて計17年間、法務・人事業務に従事。国家司法試験合格後、2011年より敬海法律事務所に勤務。日本語能力と長年に渡る日系企業での勤務経験を活かし、労務管理、社内規則制度確立、労働紛争解決、会社法実務、契約書起草・確認等のリーガルサービスを華南地区の日系企業を対象に提供している。

Business 【China】



最近の中国トラブル事例集 ～会計税務、登記関連～

董 旭陽、太田 悠介 SCS Global Consulting (Shanghai) Ltd

中国では行政手続きが繁雑であり、いったん問題が生じると手続きや対応に追われ、ビジネスのスピードにまで影響することがよくみられる。よって事前に対応できることにはできるだけ対応し、将来のリスクを軽減させることが必要である。

今回は3つのトラブル事例を参考に原因および対策を分析する。また、実務への対応については、中国各地および各区により当局対応が異なるため、事前に専門家へ相談されることをお勧めする。

1. 過去の登記更新漏れによる手続遅延

<事実>

ある外資企業は法定代表人を変更するため、工商局で資料提出したものの、申請書類の受理を拒否された。

<原因>

工商局で保有している変更前の董事会メンバーリスト(中国語: 董事会成员名单)と、申請書類に記載されているメンバーの不一致が原因であった。

法定代表人変更の際、董事会メンバーリストが資料提出の一つとなっており、当該リストの更新が過去、漏れていた。そのため、工商局は不一致である以上、今回の変更については申請書類の受理をしないこととなった。

<対策>

董事会メンバーなど会社機関・組織の変更があ

った場合、工商局での変更登記は必須である(法定代表人、登録資本金、登録住所なども同様である)。当該変更登記が漏れた場合、将来の変更登記が実行できないこととなる。よって、今回の場合、まず董事会メンバーの登記変更を申請し、工商局保有のもの的一致させる必要がある。その後、法定代表人の手続きが実行可能となる。

以上より、企業の基本情報の変更登記について、常に最新状態を保つことが必要であると考え。仮に将来、会社買収や売却時、中国企業との合併などさらに重大な事項となる場合、プロジェクトのスケジュール管理などが強く求められることになる。その際、過去の小さな登記更新漏れにより、大幅なスケジュール変更となることは避けるべきであろう。事前の管理により、当該リスクはすべて回避できるため、年次検査などのタイミングで自社でも年1回の確認をするのも有効であると考え。

<簡易チェックリスト>

法人	主要な確認情報
中国法人	会社住所 会社機関(法定代表人、董事、監事、総経理) 資本金
日本法人	会社名称 会社代表 会社住所

2. 清算実行が滞った事例

<経緯>

ある外資企業は清算を実施するため、各当局へ申請を進めていたが、税務当局の登録抹消が困難となり清算手続きスケジュールに大きな影響が生じた。

<原因>

税務局登記抹消時、所管税務当局へ直近3年分の納税実績および関連情報を提供する必要がある。当該提供目的は、過去の納税過不足、発票の発行の正確性および適法性、納税遅延の有無などを検査するためである。そのため、税務当局はそのサマリー資料として会計事務所が発行する直近3年を対象とした清算監査報告書の提出を求めている。

今回の外資企業の例では、株主決議により会社の経営活動終了日を2014年7月31日と決定した。その結果、税務局より11年1月1日から13年12月31日を対象とした清算報告書、および14年1月1日から7月31日までを対象とした監査報告書の提出を求められた(各地で当局判断が異なるため事前調査は必須である)。

しかし、当該外資企業は過去に会計業務をアウトソーシングしており、その外注先を複数回変更していた。その外注先変更の際、網羅的に11年の資料引継が実施されておらず、上記の税務局提出対象期間の資料(11年分)を準備できる状況になかった。そのため、清算報告書などが作成できず、清算が滞ってしまった。

<対策>

原則、中国に存在する企業は過去15年間分の伝票原本を保管しなければならないとされている。そのため、まずは資料整理および保管を心がける

べきである。税務申告資料および納税証明を紛失した場合、企業は税務局に申請し関連納税資料の再発行が可能かどうか、確認すべきであろう。また、伝票原本を紛失したことにより、会計事務所の報告書作成に支障が生じる場合、企業は申請する経営活動終了日を検討する必要も出てくる。

今回の事例の場合、経営を継続し15年中まで経営することで、税務局へ提出する過去3年間の対象を12年1月1日から14年12月31日とすることができる可能性がある。当該要求期間となった場合、11年分は通常不要となる。また、税務当局と交渉し過去3年を12年1月1日から14年7月31日とすることができる可能性もある。その場合は最低限14年中は売上ゼロ申告が継続していることが必要とも考えられる。

清算業務で最も問題が生じやすいのが税務登記抹消手続きであり、当該部分を順調に進められるかが清算スケジュールを遅延させないことに繋がる。

<簡易チェックリスト>

項目	主要な確認情報
登記情報の更新	上記1同様の各種登記情報の更新漏れ
財務情報の存在	過去財務資料原本(順番通り毎月製本化) 納税資料 財務データ

3. 営業範囲違反による罰金

<経緯>

ある外資企業は、突然、工商局が会社で調査を実施し始め、最終的に営業範囲違反と判断され、数十万元の罰金を支払うよう命じられた。

<原因>

中国では、企業ごとに営業範囲が定められ、許可された営業範囲内で事業活動を行うことが求められている。その範囲は最新の営業許可証(中国語: 营业执照)に記載されている。

企業登記管理条例では、当該営業範囲外で事業活動を行い、当局から違法性があると判断された場合、その売上額に比例する罰金などや相当の処罰を受けることになる。

今回の事例では、工商局から営業許可証の確認を求められ、関連契約書や発票などの財務関連資料の閲覧の結果、違法性があると判断された。その結果、営業範囲外の事業活動にかかる売上のうち、一部を罰金として没収された。

<対策>

営業範囲外の活動に対しては、上記のように罰金などの規定があることを理解した上で、企業活動を実施すべきである。そのため、自らがどのような営業範囲やライセンスを保有しているか事前に理解する必要がある。一方、営業範囲を超えた事

業活動について、当該営業範囲を保有した企業と提携などの形でビジネスを進めることが可能であることがあるため、ビジネススキームの検討も必要である。

また、当局に発覚する最も多いルートとしては、内部および外部リークが多いように見受けられる。当局がリークを受けた場合、無視するわけにはいかず、何かしらアクションを起こさざるを得ないのも事実である。よって、各利害関係者などと良好な関係を築くことで当局訪問リスクを相対的に減少できる可能性があるといえる。

※次回は第 40 号に掲載します。

 SCS Global <i>One team, No border</i>	
	
<p>太田 悠介 (おおた ゆうすけ)</p> <p>公認会計士(日本) SCS global consulting (ShangHai) Ltd</p>	<p>董 旭阳 (Dong XuYang)</p> <p>税理士(中国) SCS global consulting (ShangHai) Ltd</p>
<p>横浜国立大学工学部卒業後、2007年に監査法人トーマツにて日本及びアメリカ基準による財務諸表監査、内部統制監査、国際会計基準導入業務などに従事。2011年にSCS Globalへ参画し中国拠点を立上げ後、上海を拠点とし、主に日系企業の香港・中国進出コンサルティング、複数国間にかかる国際税務、組織再編におけるデューデリジェンス等を手がけ、会計税務及び販路拡大など顧客へのトータルサービスを提供している。</p>	<p>上海交通大学卒業後、日系大手貿易会社に入社、その後上海 PwCにて中国及び国際税務業務を通じ、日系企業などを中心に幅広い業種への税務コンサルティング業務に従事。2012年にSCS Globalへ参画し、企業買収における財務税務デューデリジェンス、内部統制構築支援、会社設立、会社清算、会社売却支援、社外 CFO 業務、クロスボーダー持分譲渡など、中国全土の案件に関与している。中国語、日本語、英語に対応可能。</p>



ベトナム

～景気は緩やかな拡大傾向で推移～

宮嶋 貴之 みずほ総合研究所

2014年2Qの成長率は前期から加速

2014年2Q(4～6月期)の実質GDP成長率は、前年比+5.3%と前期(+5.1%)から加速した(図表1)。

通関輸出は、前期から加速した。コーヒーや海産

物、衣服・履物の輸出が増加した。一方、輸入の伸びはおおむね横ばいとなり、貿易収支は4期連続の黒字となった。

輸出の加速を反映し、上期の鉱工業生産指数は

前年比+5.8%と1Q(+5.2%)から加速、都市部失業率も改善した。これにより、上期の実質小売売上高も+5.7%と1Q(+5.1%)から加速した(図表2)。

上期の実質建設投資は、前年比+5.3%と1Q(+3.4%)から加速した(次頁図表3)。政府の緊縮姿勢継続から国家部門は減少したものの、非国家部門が加速した。

上期の訪越旅行者数は前年比+21.1%と1Q(+29.3%)から減速した。5月上旬の南シナ海における中国の石油掘削開始に対する反中デモ過激化を受けて、中国政府などが渡航自粛を勧告したことなどから、中国人を中心に観光客やビジネス客の伸びが減速した。

反中デモの悪影響は徐々に収束

上期の対内直接投資実行額は前年比+0.9%と1Q(+5.6%)から大きく減速した。反中デモにより、中国や

図表1 実質GDP成長率・貿易

(前年比%・億ドル)

	2013				2014	
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
実質GDP成長率	4.8	5.0	5.5	6.0	5.1	5.3
通関輸出(億ドル)	296.5	327.2	347.1	362.4	332.8	378.6
前年比	19.2	14.6	15.8	16.8	12.2	15.7
通関輸入(億ドル)	295.1	339.2	338.1	356.9	325.8	374.7
前年比	20.2	18.1	15.9	19.0	10.4	10.5
通関貿易収支(億ドル)	1.4	▲12.0	8.9	5.6	7.0	3.9

	1～3	1～6	1～9	1～12	1～3	1～6
	実質GDP成長率	4.9	4.9	5.1	5.4	5.1
農林水産業	2.2	2.1	2.4	2.7	2.4	3.0
鉱工業	4.9	5.2	5.2	5.4	4.9	5.4
建設業	4.8	5.1	5.3	5.8	3.4	4.6
サービス業	5.6	5.9	6.3	6.6	5.9	6.0

(注)統計上の制約から原則として速報値を掲載したため、前年比の符号と金額が整合しない場合や、上表のデータと巻末データが一致しない場合がある。以降の図表も同様。実質GDPは、四半期毎の系列は改定値となっており、速報値である累計の系列と1～3月期が一致しないことがある。貿易統計はCEIC Dataに収録されたベトナム統計総局のデータを用いた。(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局

図表2 小売売上・鉱工業生産・農業生産

(前年比、%)

	2013				2014	
	1～3	1～6	1～9	1～12	1～3	1～6
名目小売売上高	11.7	11.9	12.5	12.6	10.2	10.7
商業	10.8	11.2	12.0	12.2	8.1	12.2
ホテル・レストラン	15.4	14.5	15.0	15.2	12.1	13.1
旅行業	4.0	2.6	2.4	3.6	20.3	20.5
サービス業	15.3	15.4	14.8	13.3	23.5	22.2
実質小売売上高	4.5	5.1	5.3	5.6	5.1	5.7
鉱工業生産	4.9	5.2	5.4	5.9	5.2	5.8
実質農林水産業生産	2.6	2.4	2.7	3.0	2.4	3.4
農業	2.5	2.2	2.3	2.5	2.0	2.5
林業	5.8	5.7	5.6	6.0	4.8	5.9
水産業	2.5	2.5	3.4	4.2	3.7	6.0
都市部失業率	3.5	3.9	3.7	3.6	3.8	3.6

(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局

台湾、香港といった華人系企業などが被害を受け、投資の実施がいったん見合わされた可能性がある。

7月以降の統計をみると、1～8月期の対内直接投資実行額は前年比+4.5%と上期対比(+0.9%)で加速しており、反中デモによる悪影響は徐々に収束している。先行指標である認可額をみても、マイナス幅は縮小傾向にある。一方、1～8月期の訪越旅行者数は前年比+12.2%と上期対比(+21.1%)で減速が続いている。

為替レートは5月中旬の反中デモ過激化後、対中関係悪化が嫌気されて基準レート下限付近までドン安となった。外貨準備が他のアジア諸国ほど潤沢でないこと、14年の消費者物価指数が政府の目標(+5～6%)を下回っていたことから、中銀は6月19日に基準レートの1%PT切り下げを実施した。その後、中国の石油掘削がベトナムの主張する排他的経済水域外に移動し、対中関係悪化懸念が後退したため、さらなるドン安は避けられた。しかし、8月上旬に中国の南シナ海での灯台設置計画が報じられるなど、今後、再び対中関係が悪化するリスクは続いており、注視が必要だ。

14年後半の景気は、拡大傾向で推移

14年後半の景気は、拡大傾向で推移するとみられる。反中デモによる悪影響の収束により対内直接投資の増勢は再び強まっていくだろう。また、欧米など先進国経済の回復と為替レート切り下げに

図表3 投資・訪越旅行者数

	(前年比%)					
	2013				2014	
	1～3	1～6	1～9	1～12	1～3	1～6
対内直接投資認可額	63.6	15.9	36.1	54.5	▲ 49.6	▲ 35.3
新規投資	2.2	3.7	34.9	70.5	▲ 38.6	▲ 6.8
追加投資	276.9	35.7	37.9	30.8	▲ 60.7	▲ 63.0
対内直接投資実行額	7.1	5.6	6.4	9.9	5.6	0.9
実質建設投資	4.9	5.2	5.6	6.2	3.4	5.3
国家部門	9.8	5.1	2.2	▲ 1.4	1.4	▲ 2.6
非国家部門	3.9	5.6	4.8	6.2	▲ 1.9	2.9
直接投資部門	11.7	6.1	37.5	34.3	162.5	83.9
訪越旅行者数	▲ 6.2	2.6	9.9	10.6	29.3	21.1
観光	▲ 4.7	4.9	12.7	12.2	27.1	19.3
ビジネス	▲ 4.8	1.8	7.8	8.7	28.8	21.7
親戚訪問	▲ 11.0	▲ 1.0	7.1	9.4	35.6	25.4
その他	▲ 11.7	▲ 8.4	▲ 4.0	2.5	36.2	26.9

(注) 対内直接投資認可額の2013年の通年実績は、ここでは速報ベース。
(資料) CEIC Data、ベトナム統計総局、ベトナム投資庁、ベトナム国家観光局、各種報道

より、輸出が増加基調を維持して個人消費など内需の押し上げにもつながることが期待される。

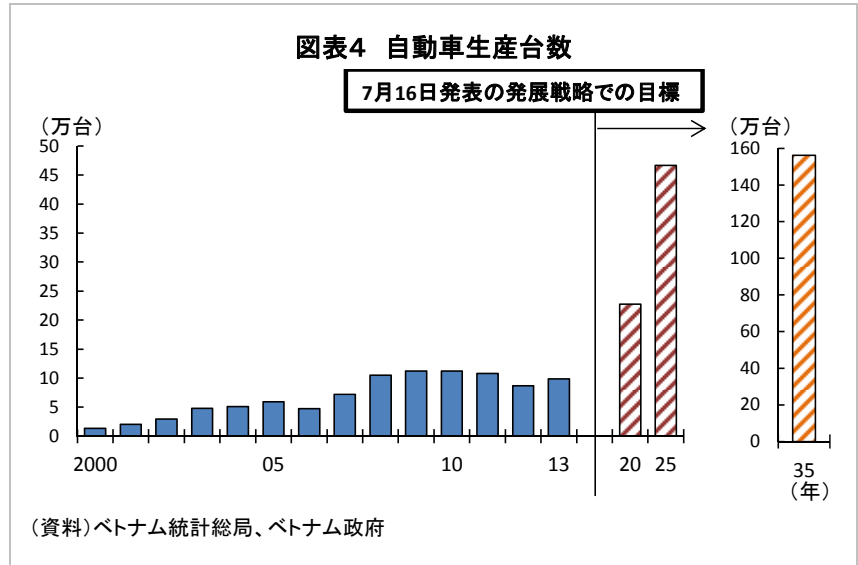
ただし、景気拡大のテンポは緩やかになるろう。訪越旅行者数に回復の兆しがまだみえておらず、また、中銀は通貨安定を最優先する方針であることから、ドン安圧力につながる公共投資の大幅な加速や利下げ、為替レートの切り下げは期待しづらい。以上から、実質 GDP 成長率は前年比+5.6%になると予測する。

15年の景気は14年からやや加速するだろう。訪越旅行者数が持ち直していき、ドン下落圧力が緩和して政府の景気刺激策の自由度も高まると予想される。実質 GDP 成長率は前年比+5.7%と予測する。

中長期の自動車産業発展戦略で野心的目標発表も、問われる具体策

ベトナム政府は7月16日、「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略および2035年までのビジョ

ン」を発表した。今回発表された発展戦略では、裾野産業の競争力向上や、低燃費車など環境保護・省エネ分野の強化に取り組むことで、自動車産業を輸出産業に育成することを中長期的目標に掲げている。ASEAN 物品貿易協定に基づき、18年にはベトナムを含むASEAN 後発国の関税が撤廃されることを踏まえ、政府は自動車輸出拠点としての機能強化に取り組む方針を出したと考えられる。



25年の国内生産台数、輸出台数の目標は、それぞれ約47万台、4万台、35年はそれぞれ約153万台、9万台と設定された。13年のベトナムの自動車生産台数は約10万台であり、25年の目標達成のためには現在の約5倍の生産増強が必要であることを考えると、野心的な内容である(図表4)。

一方、発展戦略では、生産台数目標や優先強化分野の方向性は設定されたが、具体策はあまり提示されていない。また、政府は8月に最低賃金の大幅引き上げを目指す方針を発表するなど、製造業の競争力向上に逆行する政策も打ち出しており、目標達成の道のりは険しい。

Back Issues

2014年3月発行 第30号

- ・ オフショア人民元建て債券市場の新たな展開
- ・ ラオスの可能性～タイ・プラスワンの潜在力を探る～
- ・ ハラルビジネスについて～マレーシアにおけるハラル食品の事例より～
- ・ 前海湾保税港区の活用～「一日游」から「前店後倉」まで～
- ・ India: インドの税制[47] インド赤字会社制度および新会社法による改正の影響
- ・ Vietnam: ベトナムにおける税務調査の概要とそのリスク
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務[12] 国務院による政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録(2013年版)の発布に関する通知
- ・ China: 新「中華人民共和國商標法」の解説

2014年4月発行 第31号

- ・ 高齢化社会に挑む中国 ～広州市の介護現場から～
- ・ グループ企業間連携による中国関連ファイナンスの最適化
- ・ ベトナムに向かう中国企業の現状
- ・ India: インドビジネス最新情報[9]インド新会社法における休眠会社の論点
- ・ Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、取引通貨および会計・税務(前編)
- ・ Singapore: シンガポール 2014 年度財政予算案
- ・ China: 中国における合法的リストラ
- ・ HK: 国際税務講座[30] 2014/15 年度香港財政予算案

2014年5月発行 第32号

- ・ 中国の消費者向け金融業界の現状と展望
- ・ ベトナムにおける販社展開の留意点
- ・ India: インドの税制 [48] インドの不正事例とその対応策
- ・ Vietnam: 女性労働者のための労働法と効果的な社内施策
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [13] 登録資本制度改革を含む行政法規の改正～中国の会社法改正に伴って～
- ・ HK: 香港新会社条例の施行
- ・ HK: 日本企業による香港上場～近時のアップデート

2014年6月発行 第33号

- ・ ミャンマー・ティラワ SEZ の最新状況
- ・ ASEAN に対する期待と懸念を交錯させる日本企業～2014年2月アジアビジネスアンケート調査結果～
- ・ 貿易決済におけるリスクとヘッジ手法
- ・ India: インドビジネス最新情報 [10] インド新会社法における監査人に関連する規定
- ・ Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、取引通貨および会計・税務(後編)
- ・ Malaysia/Singapore: マレーシアおよびシンガポールにおける GST 最新動向
- ・ China: 中国ビジネス法律講座 [45] 労務派遣新規定による外資企業への影響およびその対応策
- ・ HK: 進出事例から見る香港の活用方法

2014年7/8月発行 第34号

- ・ 2014 年上期為替市場の回顧と 14 年下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元を中心に

- ・ 深圳市の都市再開発に伴う企業の移転
- ・ India: インドの税制 [49] インド新会社法: 企業の社会的責任(CSR)～施行後の改定を中心として～
- ・ Vietnam: ベトナムにおける外国人労働者に関する通達
- ・ Indonesia: インドネシアの新外資比率規制
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [14] 中国独禁法の簡易手続き開始
- ・ China: 中国からの海外送金と回収の実務
- ・ China: 近似商標使用による商業権侵害の判定基準

2014年9月発行 第35号

- ・ チャイナ・プラスワンと北ベトナム～調達リスク対策が喫緊の課題に～
- ・ 進化する香港～中国のゲートウェーからアジアのゲートウェーへ～
- ・ India: インドビジネス最新情報 [11] 2014 年度インド予算案～直接税に関する変更点～
- ・ Vietnam: 物流分野の現地法人設立に関する法令と実務上の留意点
- ・ Singapore/Malaysia: シンガポールおよびマレーシアにおける個人情報保護法
- ・ Malaysia: マレーシアの GST と外国企業への影響
- ・ China: ストライキの原因分析および法的対応
- ・ Taiwan: 台湾における配当源泉税の改正

2014年10月発行 第36号

- ・ 日台アライアンスの現状と今後の展開
- ・ 中国・平潭総合実験区～中台経済交流のプラットフォーム～
- ・ Thailand: 現状の軍政下におけるタイの税務・会計
- ・ Vietnam: 法人税法改正に伴う事業拡張と税優遇に関する議論
- ・ Malaysia: マレーシアにおける移転価格税制
- ・ India: インドの税制 [50] 仲介サービスにかかるサービス税の改正点～2014年インド予算案より～
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務[15] 上海自由貿易区の最新動向
- ・ China: 外商投資項目の認可および届出管理弁法」の新傾向解説
- ・ HK: オフショア所得の取り扱い～Advance Ruling Case No.54 の考察～

2014年11月発行 第37号

- ・ 活発化するオフショアマーケットでの社債発行
- ・ 中国の経済動向～政策対応により15年も+7%台の成長維持へ～
- ・ Vietnam: ベトナムにおける不動産事業法の改正草案
- ・ India: インドビジネス最新情報 [12] インド新会社法: 各種取締役の要件～居住取締役、独立取締役、女性取締役～
- ・ Singapore / China: 独禁法違反リスク最小化に向けたEディスカバリー
- ・ Philippines: フィリピンへの投資環境
- ・ China: 中国ビジネス法律講座 [46] 労災保険に関する最新の司法解釈
- ・ HK: 香港における地域統括会社の設立に関する諸問題
- ・ HK: 国際税務講座 [30] 香港での飲食ビジネスは儲かるのか

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2102-5486

直投支援部(日本)
TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室(在シンガポール)
TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。